

5 デンマーク王国

(1) 商標法の動向等

- 1) デンマーク王国（以下「デンマーク」という。）では、1996年2月13日からマドリッド協定議定書が発効している。ただし、国際登録の領域指定の効力は、2011年1月11日付けでグリーンランド²⁴³には及ぶことになったが、フェロー諸島²⁴⁴には及ばない²⁴⁵。デンマークは、マドリッド協定には加盟していない。
- 2) 現行デンマーク商標法（以下「商標法」という。）は、1991年6月6日に制定され、1992年1月1日に施行された。その後多くの改正を経て、最新の改正は2011年12月28日である。1991年以降のすべての改正を反映した2011年1月24日付けの統合商標法（consolidated trademark act）が公表されている²⁴⁶。なお、団体商標については、商標法と同じ1991年6月6日に団体商標法が制定され、2011年12月28日の改正を反映した統合団体商標法（以下「団体商標法」という。）が2012年1月24日付けで公表されている²⁴⁷。現行デンマーク商標規則（以下「商標規則」という。）は、2001年統合商標法及び1991年団体商標法に基づいて制定された2008年5月21日施行のものであり、デンマーク特許商標庁のホームページに英文テキストが掲載されている²⁴⁸。

²⁴³ デンマーク大使館デンマーク外務省のホームページ（日本語）デンマークについて
Greenland <http://japan.um.dk/ja/>

²⁴⁴ 同上 Faroe islands <http://japan.um.dk/ja/>

²⁴⁵ WIPOホームページ→Trademark→Madrid System→about members→List of Members

注7 http://www.wipo.int/export/sites/www/treaties/en/documents/pdf/madrid_marks.pdf

²⁴⁶ 英文テキストは、
デンマーク特許商標庁ホームページ→English→IP Law & Policy→Law→Trademark
<http://www.dkpto.org/media/20491797/the%20consolidate%20trade%20marks%20act%20012.pdf>、又は

WIPO ホームページ→RESOURCES→WIPO LEX → Denmark→商標法 Laws →Main IP Laws: enacted by the Legislature→Consolidated Trademark Act No. 109 of 24 January 2012 http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=267177 で見ることができる。

日本語テキストは、2010年、2011年の改正を反映していない2009年1月28日付けの統合商標法を、日本国特許庁のホームページで見ることができる。なお、2013年には、最新版に更新する予定との記載がある。日本国特許庁ホームページ→外国知的財産権情報→外国知的財産権制度情報→デンマーク→商標法

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm

²⁴⁷ デンマーク語のテキストは、WIPOホームページ→RESOURCES→WIPO LEX → Denmark→商標法Laws →Main IP Laws: enacted by the Legislature→Consolidated Act on Collective Marks No. 103 of 24 January 2012

http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=253108 で見ることができる。英文テキストは、原稿作成時点では、2011年の改正が反映されていない1991年6月6日制定の団体商標しか公表されていない。WIPOホームページ→RESOURCES→WIPO LEX → Denmark→商標法Laws →Main IP Laws: enacted by the Legislature→Consolidated Act on Collective Marks No. 103 of 24 January 2012→Supersedes→Collective Marks Act

http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=126318

²⁴⁸ デンマーク特許商標庁ホームページ→English→IP Law & Policy→Law→Trademark
http://www.dkpto.org/media/13339103/order_trademarks.pdf

(2) 商標の定義

1) 商標は、ある事業者の商品又は役務を他の事業者の商品又は役務と識別することができ、かつ、視覚的に表現することができる標識から構成することができる。
具体的には、次のような標識が含まれる（商標法2条1項）。

- (a) スローガン、個人名、会社名又は不動産の名称を含む言葉及び言葉の組合せ
- (b) 文字及び数字
- (c) 画像及び図案、又は
- (d) 商品の形状、飾り又は包装

ただし、商標権は、商品自体の性質から生じる形状、技術的成果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的価値を与える形状の何れかのみから構成されている標識については、取得することができない（商標法 2 条 2 項）。

2) 団体商標

団体商標（Collective mark）とは、組合商標（Association Mark）及び証明商標（Certification Mark）をいう（団体商標法 1 条 1 項）。

組合商標とは、事業者の組合が所有する特殊な商標であり、当該組合の構成員によって商品又は役務に使用されており又は使用されることを目的としているものをいう（団体商標法 1 条 2 項）。

証明商標は、商品又は役務について監督又は標準の設定を行っている法人が所有する特殊な商標であり、当該監督又は設定された標準の対象である商品又は役務に使用され又は使用されることを目的とするもので、所有者自身はその商標を使用できないものをいう（団体商標法 1 条 3 項）。

商取引において、商品又は役務の原産地を示すために利用される標識や表示は、商標法 13 条 2 項 1 号の規定にかかわらず、団体商標を構成することができる。ただし、当該団体商標は、第三者が商取引において産業上又は商業上の正当な慣行に従って当該標識又は表示を使用することを禁止する権利を、商標権者に付与するものではない。殊に、当該団体商標は、一定の地理的表示を使用する権限を有する第三者に対して行使してはならない（団体商標法 3 条）。

WIPO ホームページには、いずれの言語でも掲載されていない。日本語テキストは、改正前の 1999 年 1 月 1 日施行の商標規則を日本国特許庁のホームページで見ることができる。なお、2013 年には、最新版に更新する予定との記載がある。日本国特許庁ホームページ→外国知的財産権情報→外国知的財産権制度情報→デンマーク→商標規則

団体商標は、団体商標登録簿に登録される（団体商標法 4 条 1 項）。団体商標の出願に際しては、当該団体商標の使用の条件を定めた規則を提出しなければならない（団体商標法 4 条 2 項、商標規則 38 条 3 項、22 条 2 項）、当該規則は団体商標登録簿に登録される（商標規則 22 条 3 項）。当該条件が変更された場合には、3 カ月以内に当該変更をデンマーク特許商標庁に通知しなければならない（団体商標法 5 条）。

（3） 方式要件

国際登録の領域指定は、その保護が拒絶されない限り、国際登録の日（事後指定の場合は事後指定の日）から、その商標がデンマークにおいて登録されていた場合と同一の法的効果を有する（商標法 51 条）。

しかし、国際登録の領域指定における方式要件についての特別の規定は設けられていない。出願書類（MM2）の記入に関する留意点については、以下のとおりである。

出願書類（MM2）の記載

（1）出願人・代理人

出願人について特段の要求はない。出願人の名称及び住所の記載のみである（商標規則2条1項1号）。国際登録出願について代理人が指定された場合には、デンマークの国際登録の領域指定についても代理権を有するものとみなされる（商標規則35条2項）。

（2）マーク

商標の定義は、（2）1）記載のとおりである。標章の正確な複製が含まれていなければならない（商標規則 2 条 2 項）。

（3）標準文字制度

特段の規定はない。

なお、日本語の漢字・片仮名・平仮名のマークについては、文字商標ではなく、図形商標とみなされると考えられる。日本語のみからなる商標であるという事由では暫定拒絶とはならない²⁴⁹が他方、読みの音についての保護を求める場合には、別に文字商標の出願をすることが望ましいと考えられる。

（4）色彩に係る主張

特段の規定はない。

（5）標章音訳

特段の規定はない。ラテン文字以外の文字からなる商標については、マドリッド共通規則第 9 規則(4)(a)(xii)に従って必ず MM2 の第 9 (a) 欄にラテン文字を記載し

²⁴⁹ 国際登録番号 1105522 「ハクツル」参照。データベースROMARINの書誌画面では、No verbal element foundと表示される。デンマークでは、暫定的拒絶の通報が発行されることなく登録されている。

なければならない。

(6)標章の翻訳

特段の規定はない。日本語からなる商標について翻訳を記載していなくても暫定拒絶は出していない²⁵⁰。

(7)商標が意味を持たない造語を含む場合

特段の規定はない。

(8)立体商標

立体商標の登録は認められる²⁵¹。ただし、商品自体の性質から生じる形状、技術的成果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的価値を与える形状の何れかのみから構成されている標識については、商標権を取得することができない（商標法2条2項）。

(9)団体商標

団体商標であることを出願書類に明記しなければならない(商標規則38条2項)。必ず、国際登録出願の様式MM2の第9欄「MISCELLANEOUS INDICATIONS」(d)の「Collective Mark, certification mark, or guarantee mark」にチェックをしておく必要がある。デンマーク特許商標庁の暫定的拒絶の通報発送日から4カ月以内に、当該団体商標の使用の条件を定めた規則をデンマーク特許商標庁に直接送付しなければならない²⁵²。なお、当該提出期間の延長は可能である（商標規則30条1項）。

(10)標章の記述(説明)

特段の規定はない。

(11)標章の称呼

特段の規定はない。

(12)ディスクレーム制度

認められる。単独では登録することができない商標の要素を含む商標は登録する

²⁵⁰ 国際登録番号 1126135 「さゆり/sayuri」 参照。

²⁵¹ 国際登録番号 1023748 参照。

なお、日本国特許庁ホームページの「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」では、「二次元で表現できない標章（立体商標、音響商標の場合）」は絶対的拒絶理由となっているが、絶対的拒絶理由を定める商標法13条又は商標の定義を定める2条には当該拒絶理由は見当たらない。日本国特許庁ホームページ→外国知的財産権情報→世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド→デンマーク

<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/DENMARK.html>

²⁵² WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Denmark→Miscellaneous

<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/dk.html?part=misc> 団体商標の使用に関する規則の添付がないことを理由とする暫定的拒絶通報の例として、国際登録1048548参照。なお、暫定的拒絶の通報が発行されていない団体商標もあるので、暫定的拒絶の通報が送付される前に、デンマーク特許商標庁に連絡して直接送付することも可能であると思われる。

ことができない（商標法16条1項）。商標が当該要素を含んでおり、その商標を登録した場合に商標権の範囲について疑義が生じると考えられる特段の理由が存在するときは、その要素は登録の際、保護の対象から明示して除外することができる（商標法16条2項）。

(13)商品及び役務

ニース分類に従って商品及び役務を分類する（商標規則2条1項2号）。ニース分類のすべての区分の表題（headings）を受け付ける。ただし、表題の記載は当該区分に属するすべての商品又は役務の指定を意味するのではなく、表題に例示されている商品又は役務のみが指定されているとみなされる²⁵³。

指定された商品又は役務の表示があいまいすぎると判断された場合は拒絶対象となる（商標規則30条1項）。ニース分類のデンマーク語版は、デンマーク特許商標庁のホームページで見ることができる（商標規則2条1項2号）。

(14)使用の意思の宣言

使用の意思の宣言書の提出を求める共通規則第7規則(2)に基づく宣言はしていないので、不要である²⁵⁴。

(15)その他

国内出願については、パリ条約に基づく優先権を主張する場合には、出願時、又は出願から1カ月以内に優先権主張を行うとともに、優先権証明書を出願国の特許商標庁が定める期間内に提出しなければならない（商標規則3条1項、2項）が、国際登録の領域指定については、議定書4条2項²⁵⁵に基づき、証明書類の提出は不

²⁵³ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Denmark→Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/dk.html?part=misc>

²⁵⁴ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations
<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

²⁵⁵ 議定書4条2項「すべての国際登録について、その名義人は、工業所有権の保護に関するパリ条約第4条Dに定める手続に従うことを要することなく、同条に定める優先権を有する。」

パリ条約第4条D

「(1) 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。各同盟国は、遅くともいつまでにその申立てをしなければならないかを定める。

(2) (1)の日付及び国名は、権限のある官庁が発行する刊行物(特に特許及びその明細書に関するもの)に掲載する。

(3) 同盟国は、優先権の申立てをする者に対し、最初の出願に係る出願書類(明細書、図面等を含む。)の謄本の提出を要求することができる。最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本は、いかなる公証をも必要とせず、また、いかなる場合にも、後に出願の日から3箇月の期間内においてはいつでも、無料で提出することができる。その謄本には、その主

要であり、MM2 の第 6 欄「PRIORITY CLAIMED」の記載でよいと考えられる。

管庁が交付する出願の日付を証明する書面及び訳文を添付するよう要求することができる。

(4) 出願の際には、優先権の申立てについて他の手続を要求することができない。各同盟国は、この条に定める手続がされなかった場合の効果を定める。ただし、その効果は、優先権の喪失を限度とする。

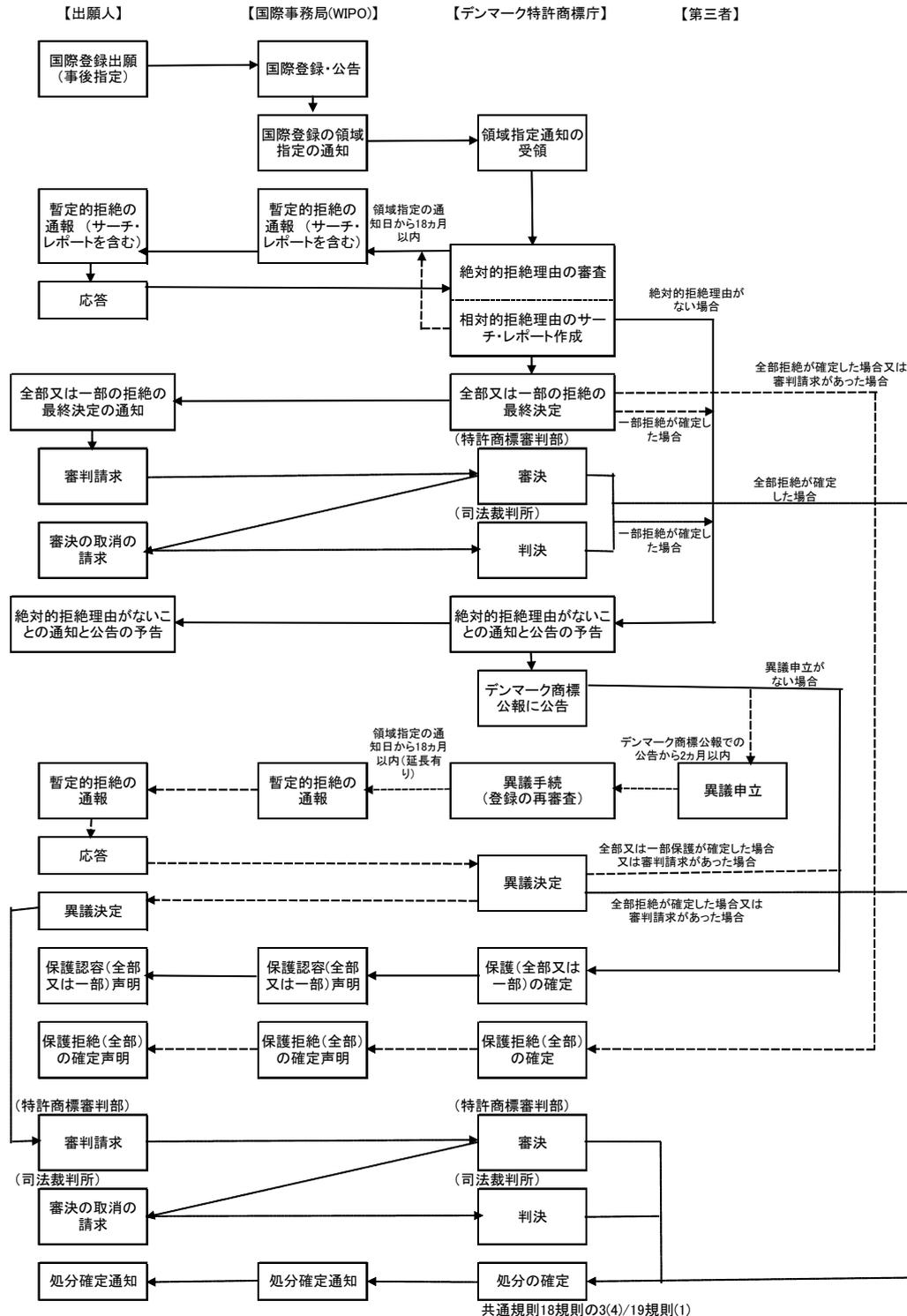
(5) 出願の後においては、他の証拠書類を要求することができる。

最初の出願に基づいて優先権を主張する者は、その最初の出願の番号を明示するものとし、その番号は、(2)に定める方法で公表される。」

(4) 審査

① 実体審査の概略

実体審査の概略の流れは次のとおりである。



- 1) マドリッド協定議定書 4 条(1)(a)に基き、国際登録の領域指定は、その保護が拒絶されない限り、国際登録の日（事後指定の場合は事後指定の日）から、その商標がデンマークにおいて登録されていた場合と同一の法的効果を有する（商標法 51 条）。
- 2) デンマーク特許商標庁は、国際登録の領域指定の通知を受領した場合には、デンマークでの登録の有効性を拒絶する理由がないかを審査する²⁵⁶（商標規則 29 条 1 項）。デンマーク特許商標庁は、絶対的拒絶理由について審査する。
- 3) 国際登録の領域指定について、デンマークにおいて保護が拒絶されるべき理由がないと判断したときは、デンマーク特許商標庁は国際登録の領域指定に保護が与えられる旨の通知を国際登録の名義人に送付する（商標規則 29 条 2 項）。
- 4) デンマーク特許商標庁は、国際登録の領域指定にかかる商標には、全部又は一部について絶対的拒絶理由があり、又は、指定商品又は役務の指定が広汎に過ぎる場合を含め他に国際登録全体の保護を拒絶すべき理由があると判断した場合には、国際登録の名義人がデンマーク特許商標庁に意見等を提出できる期間の指定と共に、当該国際登録の領域指定の全部又は一部を拒絶する暫定的拒絶の通報を国際事務局に送付する（商標規則 30 条 1 項）。同時に、デンマーク特許商標庁は、国際登録の名義人に暫定的拒絶の通報を送付する（同）。国際事務局への暫定的拒絶の通報の送付は、デンマーク特許商標庁が国際事務局から国際登録の領域指定の通知を受領した日から 18 カ月以内に行われる²⁵⁷。
- 5) 相対的拒絶理由に関して、デンマーク特許商標庁はサーチレポート²⁵⁸を国際登録の名義人に送付する（商標規則 31 条 1 項）。ただし、商標及び指定商品又は役務がそれぞれ同一又は類似の場合及び氏名、商号、著作物の題号等の先の権利のみが対

²⁵⁶ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Denmark→As Designated Office
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/dk.html?part=designated>

²⁵⁷ デンマークは、暫定的拒絶の通報の送付期間を国際登録の領域指定の通知の日から 18 カ月とするマドリッド協定議定書 5 条(2)(b)の宣言をしている。また、デンマークは、当該 18 カ月の期間経過後に異議申立に基づく暫定的拒絶の通報の送付が認められるマドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の宣言もしている。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations
<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

²⁵⁸ 実際には、サーチレポートそのものの全文が送付されるのではなく、レポートが掲載されたホームページのアドレスが記載された通知（暫定的拒絶の通報が送付される場合には、暫定的拒絶の通報）が、直接国際登録の名義人に送付される。デンマーク特許商標庁のホームページで見ることができる。デンマーク特許商標庁ホームページ→English→Online tools→Database(free access)→PVSONline database→Searchから検索。たとえば、出願番号MP1091442 <http://onlineweb.dkpto.dk/Dokumenter2011/162/04756162.doc.pdf>。
 なお、(5) ①の暫定的拒絶の通報の例も参照。

象であり、一定の制限がある²⁵⁹（商標規則 9 条 1 項）。サーチレポートには、相対的拒絶理由の有無についてのデンマーク特許商標庁の評価は行われていない。国際登録の名義人が希望する場合には、デンマーク特許商標庁は、無料でサーチレポートの評価を行う²⁶⁰。国際登録の名義人は、一定の期間内に一定の対応²⁶¹をし、又はデンマーク特許商標庁が調査結果を評価することを請求できる（同上）。所定の期間内に何らの対応がなく、評価の請求もないときは、国際登録の領域指定はデンマークで保護されることが国際登録の名義人に通知される²⁶²（商標規則 31 条 2 項）。

- 6) デンマークで保護が認められた国際登録の領域指定は、デンマーク特許商標庁のホームページ上のデンマーク商標公報で公告される（商標規則 32 条）。
- 7) 国際登録の領域指定が商標公報に公告された日から 2 カ月以内に、デンマークにおける国際登録の領域指定の保護について、誰でも異議申立ができる（商標法 23 条 1 項、商標規則 33 条 1 項、13 条 2 項前段）。ただし、相対的拒絶理由に基づく異議は、先の商標その他の権利者又は名称の権利者のみが申し立てることができる（商標規則 13 条 2 項後段）。異議申立があったときは、デンマーク特許商標庁は、国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する（商標法 52 条、商標規則 33 条 2 項）。暫定的拒絶の通報には、理由が記載される（商標規則 33 条 2 項）。暫定的拒絶の通報は、国際事務局から国際登録の名義人に送付される（共通規則 17 規則(4)）。

異議申立があった場合には、デンマーク特許商標庁は、異議手続において、国際登録の領域指定の保護について再審査を行う（商標法 23 条 2 項）。国際登録の領域

²⁵⁹ (5) ①の暫定的拒絶の通報の例 Appendix A Information about search results及びデンマーク特許商標庁が国際登録の名義人に送付するGeneral Information about Searches参照。デンマーク特許商標庁ホームページ→English→Online tools→Database(free access)→PVSONline database→Searchから検索。たとえば、出願番号MP1007690 <http://onlineweb.dkpto.dk/Dokumenter2009/119/03772119.doc.pdf>

²⁶⁰ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Denmark→As Designated Office <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/dk.html?part=designated>

²⁶¹ 絶対的拒絶理由がない場合の国際登録の名義人に対する通知には、評価請求しか記載されていない（デンマーク特許商標庁ホームページ→English→Online tools→Database(free access)→PVSONline database→Searchから検索。たとえば、出願番号MP1091442 <http://onlineweb.dkpto.dk/Dokumenter2011/162/04756162.doc.pdf>）が、暫定的拒絶の通報では、先の商標権者の同意書の提出や指定商品及び役務の限定が記載されている（(5) ①暫定的拒絶の通報参照。）。

²⁶² 実際の通知には、国際登録の領域指定が公告されることが記載されているのみで、異議申し立てがなく異議期間が終了したときに有効に保護されると記載されているデンマーク特許商標庁ホームページ→English→Online tools→Database(free access)→PVSONline database→Searchから検索。たとえば、出願番号MP1007690 <http://onlineweb.dkpto.dk/Dokumenter2009/801/03800801.doc.pdf> ただし、デンマークの国内出願は、登録＝公告時から権利行使可能であり、国際登録の領域指定についても異議決定でとりけされない限り同様と考えられる。

指定の保護が継続される場合には、異議申立人及び国際登録の名義人に、その旨通知される（商標法 23 条 3 項）。異議が認められた場合には、国際登録の領域指定は、その全部又は一部についてデンマークでの保護が拒絶される（商標規則 33 条 3 項）。

全部又は一部の拒絶が確定した場合には、当該決定はデンマーク商標公報に公告される（商標法 23 条 4 項、商標規則 33 条 4 項）。異議についての最終的な決定はデンマーク特許商標庁から国際事務局に通知される（共通規則 18 規則の 3(2)、(3)）。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。

- 8) 暫定的拒絶の通報に対する応答は、デンマーク特許商標庁による暫定的拒絶の通報の発送の日から 4 カ月以内に提出されなければならない²⁶³（商標規則 30 条 1 項。デンマーク特許商標庁の審査に基づく場合も、異議申立に基づく場合も同じであり、申請により最大 2 カ月の期間の延長が認められる²⁶⁴（商標規則 30 条 1 項）。

当該期間内に応答又は期間延長の申請がない場合には、デンマーク特許商標庁は、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護を拒絶する²⁶⁵（商標法 20 条 2 項、商標規則 30 条 2 項）。当該拒絶は、国際登録の名義人に通知²⁶⁶され、通知を受けた日から 2 月以内に、特許商標審判部に審判請求をすることができる（商標法 46 条 1 項）。国際登録の領域指定の全部又は一部についての拒絶が確定したときは、その旨国際事務局に通報される（共通規則 18 規則の 3(2)、(3)）。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。

- 9) 暫定的拒絶の通報に対して応答した場合において、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定し、又は全部の保護の拒絶が確定した場合には、デンマーク特許商標庁は、その旨国際事務局に通知する（共通規則 18 規則の 3(2)、(3)）。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。

② 審査内容

デンマーク特許商標庁は、絶対的拒絶理由について審査する。相対的拒絶理由に関して、デンマーク特許商標庁は先行商標の調査の全部の結果を記載したサーチレポート

²⁶³ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Denmark→As Designated Office
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/dk.html?part=designated>

²⁶⁴ 同上。

²⁶⁵ 異議申立の場合については、暫定的拒絶の通報を参照。例えば、国際登録番号 1102135 「STACCATO」。審査による場合の例として、国際登録番号 1128664 「IdeaPhone」

²⁶⁶ デンマーク特許商標庁ホームページ→English→Online tools→Database(free access)→PVSONline database→Searchから検索。たとえば、出願番号MP1046449
<http://onlineweb.dkpto.dk/Dokumenter2011/275/04791275.doc.pdf>

ト²⁶⁷を国際登録の名義人に送付する。ただし、商標及び指定商品又は役務がそれぞれ同一又は類似の場合及び氏名、商号、著作物の題号等の先の権利のみが対象であり、一定の制限がある²⁶⁸（商標規則 9 条 1 項）。また、サーチレポートには、相対的拒絶理由の有無についてのデンマーク特許商標庁の評価は行われていない。国際登録の名義人が希望する場合には、デンマーク特許商標庁は、無料でサーチレポートの評価を行う²⁶⁹（商標規則 29 条 1 項、31 条 1 項）。国際登録の名義人からサーチレポートの評価の申請がない場合には、デンマーク特許商標庁は異議申立があった場合に、異議手続において、国際登録の領域指定の再審査を行う（商標規則 31 条 2 項、商標法 23 条 2 項）。

③ 暫定的拒絶通報の期間

デンマーク特許商標庁は、国際登録の領域指定の通知の日から 18 カ月以内に国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する（マドリッド協定議定書 5 条(2)(b)）。

なお、マドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の宣言を行っている²⁷⁰ので、異議に基づく拒絶の可能性が通知されている場合には、18 カ月の暫定的拒絶の通報の期間経過後であっても拒絶される可能性は残っている。

④ 絶対的拒絶理由の内容

次の商標は登録されない（商標法13条1項、2項、14条）。

ただし、使用の結果として、出願前に識別性を獲得した(2)又は(3)に規定する商標は、登録を受けることができる（商標法13条3項）。

²⁶⁷ 実際には、サーチレポートそのものの全文が送付されるのではなく、レポートが掲載されたホームページのアドレスが記載された通知（暫定的拒絶の通報が送付される場合には、暫定的拒絶の通報）が、直接国際登録の名義人に送付される。デンマーク特許商標庁のホームページで見ることができる。デンマーク特許商標庁ホームページ→English→Online tools→Database(free access)→PVSONline database→Searchから検索。たとえば、出願番号MP1091442 <http://onlineweb.dkpto.dk/Dokumenter2011/162/04756162.doc.pdf>。

なお、(5) ①の暫定的拒絶の通報の例も参照。

²⁶⁸ (5) ①の暫定的拒絶の通報の例 Appendix A Information about search results及びデンマーク特許商標庁が国際登録の名義人に送付するGeneral Information about Searches参照。デンマーク特許商標庁ホームページ→English→Online tools→Database(free access)→PVSONline database→Searchから検索。たとえば、出願番号MP1007690 <http://onlineweb.dkpto.dk/Dokumenter2009/119/03772119.doc.pdf>

²⁶⁹ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Denmark→As Designated Office <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/dk.html?part=designated>

²⁷⁰ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations <http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

- (1) 識別性を含め、商標法2条の商標の定義（(2) 1)参照。団体商標の場合は、(2) 2)を含む）にいう性質を有しない商標（商標法13条1項）。
- (2) 商取引において、商品又は役務の種類、品質、数量、使用目的、価格若しくは原産地、商品の製造若しくは役務の提供の時期、又は商品若しくは役務のそれ以外の特徴を示すために使用される標識又は表示のみをもって構成される商標（商標法13条2項1号）
- (3) 日常用語又は確立した商慣習において、商品又は役務を示す慣用句である標識又は表示のみをもって構成される商標（商標法13条2項2号）
- (4) 法律、公の秩序又は道徳に反する商標（商標法14条1号）
- (5) 商品又は役務の性質、品質又は原産地等について、公衆を欺くおそれのある商標（商標法14条2号）
- (6) 工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の3（国の紋章等の保護）によって拒絶されるべき商標であつて権限ある当局の許可を受けていないもの、及び（適切な官庁が同意している場合を除き）公益に属する徽章、記章及び盾形紋章を含んでいる商標（商標法14条3項）

⑤ 相対的拒絶理由の内容

- (1) 次の商標は登録されない（商標法15条1項）。
ただし、先の商標の所有者が同意している場合は登録される（商標法15条5項）。
 - (a) 先の商標と同一で、出願対象である商品又は役務が、先の商標の指定商品又は役務と同一である場合（商標法15条1項1号）
 - (b) 後の商標が先の商標と同一又は類似し、かつ、それらの商品又は役務が同一又は類似しているため、広義の混同（Association）を含め混同のおそれがある場合（商標法15条1項2号）

なお、(a)及び(b)における「先の商標」とは、次のものをいう（商標法15条2項）。

- (i) 次の登録商標で、その出願日が、それぞれの優先日を考慮した上で、国際登録日（事後指定の場合は、事後指定の日）よりも早いもの。
 - (ア) 共同体商標
 - (イ) デンマークにおける登録商標、又は
 - (ウ) デンマークが加入している国際協定に基づいて登録された商標²⁷¹
- (ii) 共同体商標規則34条1項に基づき、上記(i)(イ)又は(ウ)の商標（以下「国内登録」という。）に基づくシニオリティ（先順順位）を主張する共同体商標。当該共同体商標について、先の国内登録が放棄され又は消滅している場合も同様とす

²⁷¹ マドリッド協定議定書に基づく国際登録。マドリッド協定に基づく国際登録は含まれない。

る。

- (iii) 登録されることを条件として、上記(i)又は(ii)に記載された商標の出願。
- (iv) 国際登録日（事後指定の場合は、事後指定の日）又は主張されている優先日において、パリ条約6条の2で使用されている意味で、デンマークにおいて、広く認識されている（周知）商標

(2) 次の商標も登録されない（商標法15条3項、4項、14条）。

ただし、先の商標の所有者又は他の登録を妨げる権利の所有者が同意している場合は登録できる（商標法15条5項）。

- (a) 先の共同体商標と同一又は類似しているが先の共同体商標の指定商品又は役務に類似しない商品又は役務を指定する出願であっても、先の共同体商標が欧州連合において名声を博しており、かつ、後の商標の使用が先の共同体商標の識別性若しくは名声により不正に利得するか、これらを損うことになる場合（商標法15条3項1号）
- (b) (1)(iv)の意味で周知である商標と同一又は類似しているが当該商標が周知である商品又は役務とは類似しない商品又は役務を指定する出願であっても、後の商標の使用が広義の混同（Association）を生じさせ、かつ、その使用が先の商標の識別性若しくは名声により不正に利得するか、これらを損うことになる場合（商標法15条3項2号）
- (c) 国際登録日（事後指定の場合は、事後指定の日）又は主張されている優先日以前から現在まで、国外で国際登録の領域指定の対象である商品又は役務について使用されており、国際登録日（事後指定の場合は、事後指定の日）において、国際登録の名義人が当該外国商標を知っていたか、知っているべきであった商標と同一又は些細な相違しかない商標である場合（商標法15条3項3号）
- (d) (1)の意味における先の商標と同一又は類似するが、先の商標の指定商品又は役務に類似しない商品又は役務を指定する出願であっても、先の商標がデンマークにおいて名声を博しており、かつ、後の商標の使用が先の商標の識別性若しくは名声により不正に利得するか、これらを損うことになる場合（商標法15条4項1号）。
- (e) デンマークにおける使用の結果として、国際登録日（事後指定の場合は、事後指定の日）又は主張されている優先日以前に、同一又は酷似した商標又は商取引における同一又は酷似した別の標章について、後の商標の使用を禁止することができる権利が取得されている場合（商標法15条4項2号）。
- (f) 同意なく、他人が所有している個人名若しくは会社名又は他人の肖像（相当以前の死者を想起させる場合を除く）ととられる要素から構成され、又は含む商標、又は、同意なく他人の不動産に関する特徴のある名称若しくは画像を含む商標（商標法14条4項）
- (g) 同意なく、他人の著作物である文芸又は芸術作品の特徴のある表題を表し、又

は当該作品の著作権、他人の写真についての権利若しくは他人の産業財産権を侵害する要素から構成され、又は含む商標（商標法14条5項）

（5）暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

- ① 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶/一部拒絶の取扱い
- 1) デンマークからの国際登録出願は英語による²⁷²こととされており、暫定的拒絶の通報も英語でなされている。
 - 2) 暫定的拒絶の通報には、全部拒絶と一部拒絶²⁷³とがある。
 - 3) 暫定的拒絶の通報の例は次のとおりである。

²⁷² WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Denmark→As Office of Origin
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/dk.html?part=origin>

²⁷³ 異議に基づく全部拒絶の例として、国際登録番号 1102135 「STACCATO」。職権に基づく部分拒絶の例として、国際登録番号 1128664 「IdeaPhone」等



デンマーク特許商標庁の表示

The International Bureau, WIPO
34, chemin des Colombettes
CH-1211 Geneva
Switzerland

Danish Patent and Trademark Office

Arbejdsgade 63
2630, Lillerød

Tel. : 43 98 80 00
Fax : 43 98 80 01
E-mail : pvt@dkpto.dk
Web : www.dkpto.dk
CVR no. : 17 03 94 15

WIPO 国際事務局の表示と住所

Danish Ministry of Economic and Business Affairs

Partner
nordic patent institute

拒絶通報の発送日

Our ref:
Your Reference:
International Registration:
Holder:
Mark:
Time limit:

MP1114502



22 October 2012

22 June 2012

上から順に、
・ 庁内整理番号
・ 出願人整理番号
・ 国際登録番号
・ 出願名義人
・ 商標名
・ 拒絶通報への応答期限

Dear Madam/Sir

Notification of Partial Provisional Refusal of IR 1114502 according to Rule 17(2)

The above-mentioned mark is provisionally refused protection in Denmark for some of the goods/services covered by the designation, namely:

Class 14: Silver crafts; copper tokens.

The reasons for the refusal are given in the enclosed examination report. The holder may request a review of the refusal before 22 October 2012. Further information about procedures is found in the report.

拒絶通報：規則 17(2)に基づく旨、及び対象商標国際登録番号の記載

拒絶となる商品/役務の記載。
拒絶理由は、同封審査報告書に記載。
拒絶への応答期日の記載。

Yours faithfully

Bolette Isholt Andersen
Legal Adviser, Trademarks/Design, Master of Law LLM

拒絶通報担当審査官の名前

Examination Report

審査報告書

Grounds for refusal

拒絶理由の記載

We have found that the designation is liable to mislead, cf. the Danish Trade Marks Act, Section 14(ii).

This is because of the presence in the mark of the word “gold”, which indicates that the goods contain gold.

Consequently, the mark is liable to mislead when used for the goods/services “silver crafts; copper tokens” which is not in the form of or made of gold.

If you limit the list of goods and services to “*Ingots of precious metals; alloys of precious metal; boxes of precious metal; ornaments (jewellery); bracelets (jewellery); coins; works of art of precious metal; wristwatches*” the mark will no longer be liable to mislead.

Request for review of the provisional refusal

You may request a review of the provisional refusal **within 4 months** from the date of issue of the provisional refusal.

Please observe that documents or evidence submitted by you will be available to the public according to the regulations of The Danish Access to Public Administration Files Act.

暫定拒絶への応答

① 応答期限: 拒絶の発送日から 4 カ月以内

② 出願人が提出した書類は、法律に基づき、公にされる。

Final refusal and appeal

If you do not reply within the time-limit mentioned above, we will issue a final refusal, which is subject to appeal to the Board of Appeal for Patents and Trademarks.

If you do not appeal our final decision, we will publish the mark for the remaining goods/services, namely:

Class 14: Ingots of precious metals; alloys of precious metal; boxes of precious metal; ornaments (jewellery); bracelets (jewellery); coins; works of art of precious metal; wristwatches.

最終拒絶と上訴の記載:

① 期限内への応答がなければ、最終拒絶が発出。不服があれば、特許商標審判部に上訴が可能。

② 上訴がなければ、拒絶対象以外の商品/役務が認められる。

Further information

Please see Appendices A and B for information on our search of **earlier rights** (relative grounds for refusal) and an abstract of the relevant sections of the Danish Trade Marks Act.

You are welcome to contact us if you have any questions.

追加情報として下記参照:

① 付属書 A: 先行商標 (相対的拒絶理由) の検索に関する情報

② 付属書 B: デンマーク商標法の関連条文の摘要

Appendix A: Information about search results

Appendix B: Abstract of the Danish Trade Marks Act

Appendix A

Information about search results

We have conducted a search in the relevant Danish registers for earlier conflicting rights, such as trademarks, company names and personal names.

Please find the result of our search by following the link below:

<http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Varemaerke?action=104&sagID=MP1114502&language=en>

Please note that the search result has not been examined for relative grounds. You can request an examination of relative grounds by contacting our Office.

Please be informed that there might be conflicting Community trademarks and/or trademarks under the Protocol relating to the Madrid Agreement of which we either had no knowledge at all or about which we had no information as to the extent of the trademarks at the time of our search. You should also be aware that other rights which are not included in our search, such as design rights, copyright or closely similar company names, may serve as relative grounds.

General information concerning the relative grounds for refusal

Please note that the rights mentioned in the search report can act as possible grounds for refusal, only if the holders of the cited rights should file an opposition against the validity of the designation in Denmark.

Therefore you may choose to have the designation published in the Danish Trademark Gazette irrespective of the earlier rights. This allows a third party to file an opposition within a period of 2 months from the date of publication.

Should an opposition be filed against the designation, we will inform you accordingly and invite you to comment on the opposition before the Danish Patent and Trademark Office makes a decision. If no opposition is filed within the time limit, the designation will be granted full validity in Denmark.

If you wish to overcome the earlier rights before the designation is published, you can choose to:

Supply us with a letter of consent from the proprietors of the earlier rights, permitting you to make use of the trademark in Denmark and have the trademark published in the Danish Trademark Gazette

and/or

Limit the list of goods and services in order to avoid that the designation covers goods and services similar to those covered by the earlier rights. Please note that a limitation of the list of goods and services should be submitted to the International Bureau (Form MM6) according to Rule 25 of the Common Regulations.

The possibility of overcoming earlier rights through a written consent and/or a limitation of the list of goods and services is also at hand during an opposition procedure.

検索結果についての情報

- ・関連する先行出願に関する検索を実施し、その結果を参照できる URL を表示。
- ・サーチ結果については、相対的拒絶理由の審査を行っていないが、請求により、デンマーク特許商標庁が相対的拒絶理由の審査を請求することが可能。
- ・検索時点で、カバーしきれない共同体商標や国際商標があるかもしれない点に注意。
- ・検索範囲外の、意匠権、著作権等が相対的拒絶理由になる可能性もある。

相対的拒絶理由についての情報

- ・サーチレポートに記載の権利が相対的拒絶理由となる可能性がある。ただし、その権利の所有権者が異議を申立てた場合である。
 - ・先の権利に関係なく、デンマーク商標公報への公告を選択することが可能。異議申立期間は、公告の日から2カ月以内。異議申立があれば、デンマーク特許商標庁は出願人へ連絡し、意見を求める。異議がなければ、権利が付与される。
 - ・デンマーク商標公報への公告前に以下の手続を選択することも可能。
 - 一つは、先行商標の所有権者からの同意書（使用許可、商標登録許可）をデンマーク特許商標庁へ提出する。
 - もう一つは、商品・役務のリストを減縮すること。指定商品の減縮は、共通規則の規則 25 に従って国際事務局に MM6 を提出する。
- 上記の手続は、異議申立手続期間においても可能。

Appendix B

Abstract of the Danish Trade Marks Act and Order on Application and Registration, etc. of Trade Marks and Collective Marks

Signs of which a trade mark may consist

Section 2

(1) A Trade mark may consist of any sign capable of distinguishing the goods or services of one enterprise from those of other enterprises and capable of being represented graphically, in particular:

- (i) words and word combinations, including slogans, personal names, company names or names of real property;
- (ii) letters and numerals;
- (iii) pictures and designs; or
- (iv) the shape, equipment or packaging of the goods.

(2) A trade mark right shall not be acquired for signs which consist exclusively of a shape which is dictated by the goods themselves, a shape of goods which is necessary to obtain a technical result or a shape which gives substantial value to the goods.

Registration of trade marks

Section 12

(1) An application for the registration of a trade mark shall be filed with the Patent and Trademark Office. The application shall contain a reproduction of the trade mark and state the applicant's name or company. Furthermore, the goods or services for which registration of the trade mark is applied for shall be stated.

(2) The application shall be drawn up in accordance with the provisions laid down pursuant to section 48. The prescribed fee shall accompany the application.

(3) The Patent and Trade mark Office shall keep a register of trade marks. The Office shall publish registrations, etc.

Processing of applications

Section 20

(1) If the application does not comply with this Act or the provisions laid down pursuant to this Act, or if the Patent and Trademark Office has other objections to the acceptance of the application, the Patent and Trademark Office shall notify the applicant accordingly and invite him to file his observations within a specified time limit.

Grounds for refusal

Section 13

(1) For a trademark to be registered it shall be of the nature referred to in section 2, including a distinctive character.

(2) The following trademarks shall not be registered:

- (i) trade marks which consist exclusively of signs or indications which may serve, in trade, to designate the kind, quality, quantity, intended purpose, value, geographical origin, the time of production of the goods or of rendering the services or other characteristics of the goods or services;

デンマーク商標法及び商標
と団体商標に関する出願・登
録等の指令の摘要

- (ii) trademarks which consist exclusively of signs or indications which are customarily used to designate the goods or services in the current language or in the established practices of the trade.
- (3) Irrespective of the provisions of sub-sections (1) and (2) a trademark may be registered if, before the filing of the application in consequence of the use which has been made thereof, it has acquired a distinctive character.

デンマーク商標法及び商標
と団体商標に関する出願・登
録等の指令の摘要
～続き

Section 14

Furthermore, the following shall not be registered:

- (i) trademarks which are contrary to law, public order or morality;
- (ii) trademarks which are liable to mislead the public, for instance as to the nature, quality or geographical origin of the goods or services;
- (iii) trademarks which have not been authorized by the competent authorities and are to be refused pursuant to Article 6ter of the Paris Convention for the Protection of industrial Property, and trademarks which include badges, emblems and escutcheons which are of public interest, unless the consent of the appropriate authority to their registration has been given;

Order on Application and Registration, etc. of Trade Marks and Collective Marks no. 364 of 21 May 2008

商標と団体商標に関する出
願・登録等の指令 No.364
(2008年5月21日)の摘
要

Section 2

(1)The application shall indicate:

- (ii) the goods and/or services for which the registration of the mark is requested grouped in classes in compliance with the classification in the Nice Agreement of 1957 with subsequent amendments concerning international classification of goods and services for the purpose of registration of trademarks...

② 暫定的拒絶通報への応答期間

- (1) 暫定的拒絶の通報に対する応答は、デンマーク特許商標庁による暫定的拒絶の通報の発送の日から 4 カ月以内に行わなければならない²⁷⁴（商標規則 30 条 1 項）。デンマーク特許商標庁の絶対的拒絶理由の審査に基づく場合も、異議申立に基づく場合も同じであり、申請により最大 2 カ月の期間の延長が認められる²⁷⁵（商標規則 30 条 1 項）。

なお、異議申立に基づく暫定的拒絶の通報に対する応答はデンマーク語で行わなければならない²⁷⁶が、絶対的拒絶理由の審査に基づく暫定的拒絶の通報については、そのような条件は付されていない²⁷⁷。

- (2) 当該期間内に応答又は期間延長の申請がない場合には、デンマーク特許商標庁は、国際登録の領域指定の全部又は一部を拒絶する²⁷⁸（商標規則 30 条 2 項）。異議申立に基づく暫定的拒絶の通報の場合には、デンマーク特許商標庁は、異議申立についての最終決定を行う（商標法 23 条 2 項）。国際登録の領域指定の全部又は一部の拒絶が確定したときは、その旨国際事務局に通報される（共通規則 18 規則の 3(2)、(3)。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。

③ 現地代理人の必要性の有無

現地代理人の選任は要求されていない²⁷⁹。

ただし、デンマーク特許商標庁は、商標登録の名義人に、商標に関する手続き上その他の通知を受領する権限を有する、欧州経済領域（European Economic Area:EEA）に居住する代理人の選任を薦めることができるとされている（商標法 37 条、商標規則 35 条 1 項）。なお、国際登録出願について、国際登録に関する代理人が指定された場合には、デンマークの国際登録の領域指定についても代理権を有するものとみなされる（商標規則 35 条 2 項）。

²⁷⁴ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Denmark→As Designated Office
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/dk.html?part=designated>

²⁷⁵ 同上。

²⁷⁶ 国際登録番号 1102135 「STACCATO」、同 1105803 「CNR」等

²⁷⁷ 国際登録番号 1128664 「IdeaPhone」、同 1126539 「SKYVIEW」等

²⁷⁸ 異議申立の場合については、暫定的拒絶の通報を参照。例えば、国際登録番号 1102135 「STACCATO」。審査による場合の例として、国際登録番号 1128664 「IdeaPhone」。

²⁷⁹ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Denmark→Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/dk.html?part=misc>。なお、暫定的拒絶の通報にも、代理人についての記載はない。

④ 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

名義人本人が指定商品・役務の補正手続を行うことができる場合は、その方法、様式、提出先等

(1) デンマークでは、暫定的拒絶の通報に対する応答について、現地代理人の選任は要求されていないので、国際登録の名義人は、デンマーク特許商標庁に対して可能なすべての手続きを、希望すれば英語で、直接行うことができる（商標規則 41 条 1 項）²⁸⁰。ただし、異議申立に基づく暫定的拒絶の通報については、デンマーク語で応答する必要がある²⁸¹ので、実際的には応答は困難と思われる。

絶対的拒絶理由の審査に基づく暫定的拒絶の通報に対しては、応答の他、応答期間の延長の申請もできる（商標規則 30 条 1 項）。当該応答において、商品又は役務の限定が可能であると考えられる²⁸²。ただし、絶対的拒絶理由の審査に基づく暫定的拒絶の通報の Appendix A では、サーチレポートの結果に基づき指定商品及び役務を減縮する場合には、共通規則に従って国際事務局に MM6 を提出するよう要求している²⁸³。なお、拒絶されないようにするために、直接デンマーク特許商標庁に MM6 を提出したことを応答期限内に通知するか、直接応答期限内に応答して受理される商品又は役務の記載を確認することが望ましい²⁸⁴。

(2) デンマーク特許商標庁は、国際登録の領域指定の審査、応答に関して、英語による書面を受理する（商標規則 41 条 2 項）。国際登録の領域指定については、審査そのものも英語で行われると思われるが、異議手続については、異議申立人が同意しない場合には、デンマーク語で行うことになる（商標規則 41 条 1 項）。ただし、異議手続が英語で行われる場合でも、商品又は役務の限定はデンマーク語による表示が求められる場合がある（商標規則 41 条 3 項）。

²⁸⁰ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Denmark→Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/dk.html?part=misc>。なお、暫定的拒絶の通報にも、代理人についての記載はない。

²⁸¹ 国際登録番号 1102135 「STACCATO」、同 1105803 「CNR」等

²⁸² 商品又は役務の指定が広汎に過ぎる場合に、暫定的拒絶の通報においてデンマーク特許商標庁は、推奨される商品又は役務の記載案を示している。国際登録番号 1128664

「IdeaPhone」

²⁸³ (5) ①の暫定的拒絶の通報の例参照。

²⁸⁴ 国際登録 1064385 参照。デンマーク特許商標庁検索サイト：correspondence

(<http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Varemaerke?action=104&sagID=MP1064385>) をみると、2011 年 10 月 21 日の応答期限に対して、デンマーク特許商標庁に対し 2011 年 9 月 13 日付で、代理人から国際事務局に MM6 を提出した旨の F A X が送付されていることが確認できる。

(3) 上記の他、デンマーク特許商標庁に対して直接、手続きに関する質問等を英語で行うことも可能であると考えられる²⁸⁵。

⑤ 暫定的拒絶通報に対しデンマーク特許商標庁に直接応答しない場合又は直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

1) 暫定的拒絶の通報に応答しない場合

絶対的拒絶理由の審査に基づく暫定的拒絶の通報及び異議申立に基づく暫定的拒絶の通報に対する応答期間内に応答又は期間延長の申請がない場合には、デンマーク特許商標庁は、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護を拒絶する最終決定を行う^{286,287} (商標規則 30 条 2 項)。当該最終決定は、国際登録の名義人に通知²⁸⁸され、通知を受けた日から 2 月以内に、特許商標審判部に審判請求をすることができる (商標法 46 条 1 項)。最終決定について特許商標審判部への審判請求 (商標法 46 条 1 項) がないときは、拒絶は確定する。国際登録の領域指定の全部又は一部拒絶が確定したときは、その旨国際事務局に通報される (共通規則 18 規則の 3(2)、(3))。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される (共通規則 18 規則の 3(5))。

絶対的拒絶理由の審査に基づく部分拒絶の場合には、拒絶されなかった商品又は役務について、デンマーク商標公報に公告される (商標規則 32 条)。

異議が認められて全部又は一部の拒絶が確定した場合は、当該決定はデンマーク商標公報に公告される (商標法 23 条 4 項、商標規則 33 条 4 項)。

2) 直接応答後も拒絶理由が解消しない場合

デンマーク特許商標庁は、国際登録の名義人に更に応答を要求した場合を除き、暫定的拒絶の通報に対する応答期間満了時に、最終決定を行う (商標法 20 条 2 項)。当該最終決定は、国際登録の名義人に通知²⁸⁹され、通知を受けた日から 2 月以内に、特許商標審判部に審判請求をすることができる (商標法 46 条 1 項)。

国際登録の領域指定の一部の保護が確定、又は全部の保護の拒絶が確定した場合には、デンマーク特許商標庁は、その旨国際事務局に通知する (共通規則 18 規則の 3(2)、(3))。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される (共通規

²⁸⁵ 暫定的拒絶の通報のサンプルの「Further Information」の欄等参照。

²⁸⁶ 暫定的拒絶の通報のサンプル参照。

²⁸⁷ 異議申立の場合については、暫定的拒絶の通報を参照。例えば、国際登録番号 1102135 「STACCATO」。審査による場合の例として、国際登録番号 1128664 「IdeaPhone」。

²⁸⁸ デンマーク特許商標庁ホームページ→ English→ Online tools→ Database(free access)→ PVOnline database→ Searchから検索。たとえば、出願番号 MP1046449 <http://onlineweb.dkpto.dk/Dokumenter2011/275/04791275.doc.pdf>

²⁸⁹ デンマーク特許商標庁ホームページ→ English→ Online tools→ Database(free access)→ PVOnline database→ Searchから検索。たとえば、出願番号 MP1046449 <http://onlineweb.dkpto.dk/Dokumenter2011/275/04791275.doc.pdf>

則 18 規則の 3(5))。

デンマーク特許商標庁の決定については、特許商標審判部へ審判請求することができる（商標法 46 条 1 項）。

- 3) 暫定的拒絶の通報に直接応答することに代えて国際事務局に商品又は役務の限定の申請をした場合

(5) ④記載のとおり、デンマーク特許商標庁に直接英語で応答できるので、国際事務局を経由して商品又は役務を限定する必要性はあまりない（商標規則 41 条 2 項等）。

ただし、絶対的拒絶理由の審査に基づく暫定的拒絶の通報の Appendix A では、サーチレポートの結果に基づき指定商品及び役務を減縮する場合には、共通規則に従って国際事務局に MM6 を提出するよう要求している²⁹⁰。なお、拒絶されないようにするために、直接デンマーク特許商標庁に MM6 を提出したことを応答期限内に通知するか、直接応答期限内に応答して受理される商品又は役務の記載を確認することが望ましい²⁹¹。

(6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

- (1) 絶対的拒絶理由の審査の結果、国際登録の領域指定について、デンマークにおいて保護が拒絶されるべき理由がないと判断したときは、デンマーク特許商標庁は国際登録の領域指定に保護が与えられる旨の通知を国際登録の名義人に送付する（商標規則 29 条 2 項）。
- (2) デンマーク特許商標庁は、相対的拒絶理由については、絶対的拒絶理由の審査に基づく暫定的拒絶の通報が送付されるか否かにかかわらず、国際登録の領域指定にかかる国際登録の名義人に、先行商標の調査の全部の結果を記載したサーチレポート²⁹²を国際登録の名義人に提供する（商標規則 31 条 1 項）。ただし、商標及び指定

²⁹⁰ (5) ①の暫定的拒絶の通報の例参照。

²⁹¹ 国際登録 1064385 参照。デンマーク特許商標庁検索サイト：correspondence

(<http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Varemaerke?action=104&sagID=MP1064385>) をみると、2011 年 10 月 21 日の応答期限に対して、デンマーク特許商標庁に対し 2011 年 9 月 13 日付で、代理人から国際事務局に MM6 を提出した旨の FAX が送付されていることが確認できる。

²⁹² 実際には、サーチレポートそのものの全文が送付されるのではなく、レポートが掲載されたホームページのアドレスが記載された通知（暫定的拒絶の通報が送付される場合には、暫定的拒絶の通報）が、直接国際登録の名義人に送付される。デンマーク特許商標庁のホームページで見ることができる。デンマーク特許商標庁ホームページ→English→Online tools→Database(free access)→PVSONline database→Searchから検索。たとえば、出願番号 MP1091442 <http://onlineweb.dkpto.dk/Dokumenter2011/162/04756162.doc.pdf>。

商品又は役務がそれぞれ同一又は類似の場合及び氏名、商号、著作物の題号等の先の権利のみが対象であり、一定の制限がある²⁹³（商標規則 9 条 1 項）。サーチレポートには、相対的拒絶理由の有無についてのデンマーク特許商標庁の評価は行われていない。国際登録の名義人が希望する場合には、デンマーク特許商標庁は、無料でサーチレポートの評価を行う²⁹⁴。国際登録の名義人は、一定の期間内に一定の対応²⁹⁵をし、又はデンマーク特許商標庁が調査結果を評価することを請求できる（同上）。絶対的拒絶理由に基づく暫定的拒絶の通報が送付されなかった場合及び絶対的拒絶理由に基づく暫定的拒絶の通報が送付されたが国際登録の名義人の応答の結果拒絶理由の全部又は一部が解消した場合において、評価の請求がないときは、国際登録の領域指定はデンマークで保護されることが国際登録の名義人に通知される²⁹⁶（商標規則 31 条 2 項）。

- (3) デンマークで絶対的拒絶理由がないと認められた国際登録の領域指定は、デンマーク特許商標庁のホームページ上のデンマーク商標公報で公告される（商標規則 32 条）。国際登録の領域指定が商標公報に公告された日から 2 カ月以内に、デンマークにおける国際登録の領域指定の保護について、異議申立ができる（商標法 23 条 1 項、商標規則 33 条 1 項）。異議申立があったときは、デンマーク特許商標庁は、国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する（商標法 52 条、商標規則 33 条 2 項）。暫定的拒絶の通報には、理由が記載される（商標規則 33 条 2 項）。暫定的拒絶の通報は、国

なお、(5) ①の暫定的拒絶の通報の例も参照。

²⁹³ (5) ①の暫定的拒絶の通報の例 Appendix A Information about search results及びデンマーク特許商標庁が国際登録の名義人に送付するGeneral Information about Searches参照。デンマーク特許商標庁ホームページ→English→Online tools→Database(free access)→PVSONline database→Searchから検索。たとえば、出願番号MP1007690 <http://onlineweb.dkpto.dk/Dokumenter2009/119/03772119.doc.pdf>

²⁹⁴ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Denmark→As Designated Office <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/dk.html?part=designated>

²⁹⁵ 絶対的拒絶理由がない場合の国際登録の名義人に対する通知には、評価請求しか記載されていない（デンマーク特許商標庁ホームページ→English→Online tools→Database(free access)→PVSONline database→Searchから検索。たとえば、出願番号MP1091442 <http://onlineweb.dkpto.dk/Dokumenter2011/162/04756162.doc.pdf>）が、暫定的拒絶の通報では、先の商標権者の同意書の提出や指定商品及び役務の限定が記載されている（(5) ①暫定的拒絶の通報参照。）。

²⁹⁶ 実際の通知には、国際登録の領域指定が公告されることが記載されているのみで、異議申し立てがなく異議期間が終了したときに有効に保護されると記載されている。デンマーク特許商標庁ホームページ→English→Online tools→Database(free access)→PVSONline database→Searchから検索。たとえば、出願番号 MP1007690 <http://onlineweb.dkpto.dk/Dokumenter2009/801/03800801.doc.pdf> ただし、デンマークの国内出願は、登録＝公告時から権利行使可能であり、国際登録の領域指定についても異議決定で取り消されない限り同様と考えられる。

際事務局から国際登録の名義人に送付される（共通規則 17 規則(4)）。

異議申立があった場合には、デンマーク特許商標庁は、異議手続において国際登録の領域指定の保護について再審査を行う（商標法 23 条 2 項）。国際登録の領域指定の保護が継続される場合には、異議申立人及び国際登録の名義人に、その旨通知される（商標法 23 条 3 項）。異議が認められた場合には、国際登録の領域指定は、その全部又は一部についてデンマークでの保護が拒絶される（商標規則 33 条 3 項）。国際登録の領域指定の公告後その全部又は一部の拒絶が確定した場合には、当該決定はデンマーク商標公報に公告される（商標法 23 条 4 項、商標規則 33 条 4 項）。異議についての最終的な決定はデンマーク特許商標庁から国際事務局に通知される（共通規則 18 規則の 3(2)、(3)）。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。

- (4) 暫定的拒絶の通報に対して応答した場合において、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定した場合には、デンマーク特許商標庁は、その旨国際事務局に通知する（共通規則 18 規則の 3(2)）。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。

(7) 登録

① 登録簿

- 1) デンマークで保護が認められた国際登録の領域指定は、デンマーク特許商標庁のホームページ上のデンマーク商標公報で公告される（商標規則 32 条前段）。国内登録については、この段階で登録簿に登録される（商標法 22 条、商標規則 11 条）が、国際登録の領域指定の審査に関する商標規則 10 章において、国内登録の登録と公告を規定する商標規則 11 条に相当する商標規則 32 条前段は公告のみを定めているので、保護確定の事実、国内登録簿には登録されない。

なお、国際登録の領域指定は、その保護が拒絶されない限り、国際登録の日（事後指定の場合は事後指定の日）から、その商標がデンマークにおいて登録されていた場合と同一の法的効果を有する²⁹⁷（商標法 51 条）。

- 2) デンマーク商標公報での公告には、商標の複製、国際登録の名義人の氏名又は名称及び住所、登録を構成する区分、国際登録日及び当該国際登録が公告されている国際公報の発行番号が掲載される（商標規則 32 条後段）。
- 3) なお、国際登録の領域指定の審査及び事務処理に必要な範囲において、国際事務局

²⁹⁷ デンマーク特許商標庁のデータベースには、登録番号及び登録日の記載があるが、登録番号は国際登録番号の前にMPを付したもの（出願番号も同じ）、登録日は、国際登録日（事後指定の場合は事後指定日）である。デンマーク特許商標庁ホームページ→English→Online tools→Database(free access)→PVSONline database→Searchから検索。たとえば、出願番号MP1007690 についてのMP1007690 欄（書誌欄）
<http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Varemaerke?action=107&sagID=MP1007690>

から受領した情報が、デンマーク特許商標庁の国内登録簿に記入される（商標規則 37 条 1 項）。ただし、国内登録簿と国際登録簿の記載内容に不一致が生じた場合には、国際登録簿が優先する（商標規則 37 条 2 項）。申請があれば、代理人、質権、競売、使用許諾、差押等の情報も、国内登録簿に記入される（商標規則 37 条 3 項）。使用許諾については、国際登録における使用許諾の登録が効力を有する²⁹⁸が、記載内容が異なるようであれば国内登録も意味を持つと考えられる。

- ② 登録証書の発行
発行されない²⁹⁹。

(8) 登録後の注意事項

1) 譲渡

商標を譲渡したが、国際登録の名義人の変更手続きがされていない場合は、国際登録の最終の名義人が、当該商標の所有者とみなされる（商標法39条2項）。

2) 使用許諾（ライセンス）

- (1) 商標の使用を他人に許諾することができる。許諾は、指定商品又は役務の全部又は一部について、かつ、デンマークの全域又は一部の地域について許諾することができる（商標法40条1項）。
- (2) 商標権者は、使用権者が、許諾期間、商標の使用様式、使用できる商品若しくは役務、許諾地域又は商品若しくは役務の質に関して、使用許諾契約に違反した場合には、商標権を行使することができる（商標法40条3項）。
- (3) 使用許諾及びその終了は、名義人の申請により、国内登録簿に登録することができる（商標法40条2項）。デンマークは、マドリッド協定議定書共通規則20規則の2(6)(b)の宣言をしていないので、国際登録簿におけるライセンスの記録は、デンマーク国内においても効力を有する。ただし、国際登録のライセンスについて、国内登録簿への登録をデンマーク特許商標庁に申請することも可能である。また、ライセンスを登録した場合と登録しない場合の効力等については、特段の規定は

²⁹⁸ デンマークは、マドリッド協定議定書共通規則 20 条の 2(6)(b)の宣言をしていない。
WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations
<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

²⁹⁹ デンマーク特許商標庁から国際登録の名義人に直接送付される保護確定通知参照。デンマーク特許商標庁ホームページ→English→Online tools→Database(free access)→PVSONline database→Searchから検索。たとえば、出願番号MP1007690 についてのCommunication、2009年11月30日 Brev til indehaver om gyldig designing - MP (5 KB)
<http://onlineweb.dkpto.dk/Dokumenter2009/799/03902799.doc.pdf>

ない。

3) 不使用取消

- (1) 国際登録の名義人が、デンマークにおいて、国際登録の領域指定にかかる商標を、登録手続の終了から5年以内に指定商品又は役務について誠実に使用しない場合、又は当該使用が継続して5年間中断されている場合は、不使用について正当な理由がない限り、デンマーク特許商標庁又は裁判所への請求により、国際登録の領域指定の保護は取り消される（商標法25条1項、28条2項1号）。上述の登録手続の終了とは、国際登録の領域指定が公告された後、異議申立期間が終了した時を指す³⁰⁰。

次の行為は、国際登録の領域指定にかかる商標の誠実な使用とみなされる（商標法25条2項、3項）。

- (i) 登録された形（form）と著しく相違しない形での使用
 - (ii) 輸出のみを目的として商品又はその包装にデンマークにおいて商標を付すこと
 - (iii) 国際登録の名義人の同意を得て行う商標の使用。
- (2) 不使用に基づく国際登録の領域指定の保護の取消請求は、不使用の5年の期間が満了してから取消請求日までの間に、当該商標の誠実な使用が開始又は再開された場合は認められない（商標法28条3項）。ただし、取消請求日前3カ月内における使用の開始又は再開は、その準備が、取消請求の可能性を知った後に着手された場合は無視される（同上）。

4) その他の取消事由

国際登録の領域指定の保護の取消は、デンマーク特許商標庁又は裁判所に請求する（商標法29条）。取消請求訴訟は、国際登録の名義人を被告として、法律上の利害関係を有する何人も提起することができる（同上）。

- (1) 国際登録の領域指定の保護が商標法の規定に違反している場合は、その保護を取り消すことができる（商標法28条1項）。ただし、
- (a) 商標法8条又は9条に基づき先の商標の所有者が5年以上黙認した場合又は適切な対応をしなかった場合には酷似した商標の共存が認められる。
 - (b) 取消理由が識別性の欠如等である場合は、使用による識別性の獲得を考慮しなければならない。
- (2) 国際登録の領域指定の保護は、次の場合にも取り消すことができる（商標法28

³⁰⁰ デンマーク特許商標庁ホームページ→English→Online tools→Database(free access)→PVSONline database→Searchから検索。たとえば、出願番号MP1007690 についてのMP1007690 欄（書誌欄）
<http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Varemaerke?action=107&sagID=MP1007690>

条2項)。

- (a) 前記3)の商標の不使用
 - (b) 国際登録の名義人の行為又は不作為により、商標が、指定商品又は役務の取引上の普通名称になっている場合
 - (c) 国際登録の名義人又はその同意を得て商標が指定商品又は役務に使用された結果、商標が、その指定商品又は役務の性質、品質又は原産地等に関して公衆に誤認を生じさせる場合
- (3) 取消理由が、指定商品又は役務の一部のみに存在する場合は、国際登録の領域指定の保護は、当該商品又は役務のみについて取り消される(商標法28条4項)。
- (4) 取消理由が抵触する先の商標にある場合、国際登録の領域指定の保護の取消請求は、他方当事者が要求するときは、取消請求者が先の商標を誠実に使用していることを証明することができる場合のみ認められる。先の商標が、指定商品又は役務の一部に関してのみ使用されている場合は、当該商品又は役務についてのみ登録されているものとみなす(商標法28条5項)。当該事件において発見された問題については、デンマーク特許商標庁が当該問題について決定を下したか否かに拘らず、何れの当事者も、他方当事者に対して、いつでも主張することができる(商標法28条5項)。

5) 取消の手續

(1) (司法手續)

国際登録の領域指定の保護の取消は、裁判所の決定によって行われる(商標法29条)。ただし、(2)参照。

取消請求訴訟は、国際登録の名義人を被告として、法律上の利害関係を有する何人も提起することができる(同上)。絶対的拒絶理由に基づく場合(他人の氏名、肖像、著作物等に関する場合を除く)は、デンマーク特許商標庁も取消訴訟を提起することができる(同上)。

(2) (行政手續)

(a) 登録手續の終了後、取消事由が存在する場合には、何人も、デンマーク特許商標庁に対して、国際登録の領域指定の保護の取消請求をすることができる。所定の手数料を納付しなければならない(商標法30条1項)。上述の登録手續の終了とは、国際登録の領域指定が公告された後異議申立期間が終了した時を指す³⁰¹。

(b) 国際登録の領域指定の保護に関する訴訟が係属している場合には、デンマー

³⁰¹ デンマーク特許商標庁ホームページ→English→Online tools→Database(free access)→PVSONline database→Searchから検索。たとえば、出願番号MP1007690 についてのMP1007690 欄(書誌欄)
<http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Varemaerke?action=107&sagID=MP1007690>

ク特許商標庁に対して、取消請求をすることはできない（商標法30条2項）。デンマーク特許商標庁が取消請求についての最終決定をする前に、裁判所に国際登録の領域指定の保護に関する訴訟が提起された場合には、デンマーク特許商標庁に対する請求が国際登録の名義人からの登録削除申請である場合を除き、デンマーク特許商標庁は取消請求に係る審査を中止する（商標法30条2項）。

- (c) デンマーク特許商標庁に取消請求がされた場合には、国際登録の名義人に通知され、意見書を提出する機会が与えられる（商標法30条4項）。取消請求者が同意すれば、手続きは英語で行うことができる（商標規則41条1項）。
- (d) 国際登録の領域指定の保護がその全部又は一部について取り消された場合には、取消決定が確定したときに、公告される（商標法30条5項）。
- (e) デンマーク特許商標庁の決定に対しては、特許商標審判部及び裁判所に上訴することができる（商標法30条6項）。当該事件において発見された問題については、デンマーク特許商標庁が当該問題について既に判断が示されていた場合であっても、何れの当事者も、他方当事者に対して、改めて当該問題について、主張することができる（同上）。

6) 国際登録の名義人の所在不明等

- (1) 国際登録の名義人の存在に疑義があり、又はその住所が不明の場合には、法律上の利害関係を有する者は何人も、国際登録の領域指定の保護の取消をデンマーク特許商標庁に請求することができる（商標法31条1項）。
- (2) デンマーク特許商標庁は、取消をする前に、国際登録の名義人に対し、デンマーク特許商標庁が指定した期限内に応答するよう要求する。当該応答期限の通知は、書留郵便又はこれと同等の方法によって行う。国際登録の名義人の宛先が不明の場合は、期限についての通知は公示によって行う。国際登録の名義人が、応答期限内に応答しなかった場合は、その国際登録の領域指定の保護は取消される（商標法31条2項）。

(9) 異議

- 1) 国際登録の領域指定が商標公報に公告された日から2カ月以内に、デンマークにおける国際登録の領域指定の保護について、誰でも、異議申立ができる（商標法23条1項、商標規則13条2項前段、33条1項）。ただし、相対的拒絶理由に基づく異議は、先の商標その他の権利者又は名称の権利者のみが申し立てることができる（商標規則13条2項後段）。異議申立があったときは、デンマーク特許商標庁は、国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する（商標規則33条2項）。暫定的拒絶の通報には、理由が記載される（同上）。暫定的拒絶の通報は、国際事務局から国際登録の名義人に送付される（共通規則17規則(4)）。

2) 異議申立に基づく暫定的拒絶の通報に対する応答は、デンマーク特許商標庁による暫定的拒絶の通報の発送の日から 4 カ月以内に提出されなければならない³⁰²。申請により最大 2 カ月の期間の延長が認められる³⁰³。

なお、現地代理人の選任は要求されていない³⁰⁴が、異議申立に基づく暫定的拒絶の通報に対する応答はデンマーク語で行わなければならない³⁰⁵。

異議申立人が同意した場合には、異議手続を英語で行うことができる（商標規則 41 条 1 項）。ただし、異議手続が英語で行われる場合でも、商品又は役務の限定はデンマーク語による表示が求められる場合がある（商標規則 41 条 3 項）。

3) 異議申立があった場合には、異議手続において、デンマーク特許商標庁は国際登録の領域指定の保護について再審査を行う（商標法 23 条 2 項）。暫定的拒絶の通報に定める応答期間内にデンマーク語での応答又は期間延長の申請がない場合には、デンマーク特許商標庁は、最終決定を行う³⁰⁶。最終決定について特許商標審判部への審判請求（商標法 46 条 1 項）がないときは、拒絶は確定する。

国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定、又は全部の保護の拒絶が確定した場合には、デンマーク特許商標庁は、その旨国際事務局に通知する（共通規則 18 規則の 3(2)、(3)）。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。

4) 異議手続は、聴聞手続と決定手続の二段階で国際登録の領域指定の保護について再審査を行う³⁰⁷。

(a) 聴聞手続

(i) 両当事者は、意見及び主張を提出することができる。聴聞の期間・範囲等は案件の複雑さにより異なる。

(ii) デンマーク特許商標庁は、それぞれの当事者が主張を提出できる機会を与える。また、案件に応じた指導を行う。国際登録の名義人には必ず異議に反論する機会が与えられるので、少なくとも 1 回は書面の交換が行なわれる。

³⁰² WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Denmark→As Designated Office
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/dk.html?part=designated>

³⁰³ 同上。

³⁰⁴ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Denmark→Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/dk.html?part=misc>。なお、暫定的拒絶の通報にも、代理人についての記載はない。

³⁰⁵ 国際登録番号 1102135「STACCATO」、同 1105803「CNR」の暫定的拒絶の通報等参照。

³⁰⁶ 同上。

³⁰⁷ 以下は、暫定的拒絶の通報に添付されるGuidelines on oppositionsによる。国際登録番号 1102135「STACCATO」他参照。

- (iii) 先の商標による異議申立の場合、国際登録の名義人は、異議申立人に対して、異議申立にかかる商標を過去 5 年以内に使用していたことを書面で証明するよう請求することができる。共同体商標の場合には、過去 5 年以内に少なくとも一つの加盟国で使用していなければならない。すべての指定商品及び役務に使用していたことを証明できない場合には、使用が証明された商品又は役務についてのみ登録されているとみなされる。
- (iv) 提出された書面はデンマークの情報公開法により公衆に開示され、提出された資料等は、意見を述べるために異議申立人に送られる。
- (v) 両当事者共に、デンマーク特許商標庁が定めた期間内に応答しなければならない。当該期間は、正当な理由があれば、通常 1 又は 2 カ月延長される。
- (vi) いずれかの当事者が、和解交渉が行なわれていることを通知したときは、聴聞手続は 6 カ月間中止される。交渉係属中は再開しないこともできるし、いずれかの当事者が希望すればいつでも再開することもできる。

(b) 決定手続

- (i) デンマーク特許商標庁が申立について十分に明らかになったと判断するとき、両当事者に聴聞手続が終了し、決定が行われることを通知する。
- (ii) 決定にあたっては、当事者から提出された主張や資料を見直し、追加の調査を行い、従前の慣行を見直す。
- (iii) 理由を付した決定が両当事者に送付される。不利益な処分を受けた当事者には、審判請求の手段が通知される。

(10) 上訴

- 1) デンマーク特許商標庁の決定については、関係当事者がその決定について通知を受けた日から2月以内に、特許商標審判部に審判請求をすることができる（商標法46条1項）。国際登録の領域指定については、暫定的拒絶の通報に対する応答がない場合、又は応答があっても国際登録の領域指定の保護の全部又は一部の拒絶理由が解消しない場合に、デンマーク特許商標庁が、国際登録の名義人に直接送付する国際登録の領域指定の全部又は一部の拒絶の最終決定³⁰⁸（異議手続の場合は異議申立に対する最終決定³⁰⁹）の通知の日から審判請求の期間が起算される。同一期限内に、審判の審査手数料を納付しなければならない。手数料が納付されなかったときは、審判請求は却下される（同上）。特許商標審判部への審判請求は、デンマーク特許商標庁の決定の効力を停止する（同上）。特許商標審判部の決定については、如何なる上級の行政機関にも不服申立することができない（商標法46条2項）。

³⁰⁸ デンマーク特許商標庁ホームページ→ English→ Online tools→ Database(free access)→ PVSONline database→ Searchから検索。たとえば、出願番号MP1046449 <http://onlineweb.dkpto.dk/Dokumenter2011/275/04791275.doc.pdf>

³⁰⁹ 国際登録番号 1102135「STACCATO」、同 1105803「CNR」の暫定的拒絶の通報等参照。

- 2) 特許商標審判部に審判請求をすることができるデンマーク特許商標庁の決定について審理を求める訴訟は、特許商標審判部の決定後でないと、裁判所に提起することができない（商標法46条3項前段）。
- 3) 特許商標審判部の決定について審理を求める訴訟は、関係当事者がその決定について通知を受けた日から2月以内に裁判所に提起しなければならない。訴訟の提起は特許商標審判部の決定の効力を停止する（商標法46条3項後段）。判決が確定するまで、登録の取消等を行われない。

(1 1) 権利行使

① 権利の発生時期、条件

(1)デンマークにおける商標権は、次の何れかにより成立する（商標法3条1項）。

- (a) 指定商品または役務について、商標を登録すること、又は
- (b) デンマークにおける特定の商品及び役務についての商標の使用の開始（継続して使用していることを要する）

国際登録の領域指定については、デンマークにおける保護が確定し、異議申立のためにデンマーク商標公報に公告されたときに商標権が成立すると考えられる（商標法3条1項1号）。

(2) 商標保護の範囲

1) 商標権者は、次の場合には、商標権者の同意なくして、その標識を商取引において使用することを禁止することができる（商標法4条1項）。

- (a) 標識が商標と同一であり、かつ、標識の使用されている商品又は役務が商標の指定商品又は役務と同一であること、又は
- (b) 標識が商標と同一又は類似し、かつ、商品又は役務も同一又は類似しており、広義の混同（Association）を含め、商標と混同のおそれがあるとき

2) 商標がデンマークにおいて名声を博しており、それを使用することがその商標の識別性若しくは名声により不正に利得するか、これらを損うことになる場合は、商標権者は、同一又は類似していない商品又は役務についても、当該商標の使用を禁止することができる（商標法4条2項）。

3) 商取引における使用とは、具体的には、次の行為を指す（商標法4条3項）。

- (a) 商品又はその包装に当該標識を付すこと
- (b) 当該標識の下に、商品の販売を申し込み、市場におき、又はそれらのために保管すること、又は当該標識の下に役務の提供を申し込み、若しくは提供すること
- (c) 当該標識の下で、商品を輸入し又は輸出すること、又は

(d) 営業書類又は広告に当該標識を使用すること

4) 商標権の制限

(a) 商標権者は、他人が、商取引における誠実な慣行に従って次のものを使用することを禁止することはできない（商標法5条）。

(i) 当該他人自身の名称及び住所

(ii) 商品若しくは役務の種類、品質、数量、使用目的、価格若しくは原産地、商品の製造若しくは役務の提供時期、又は商品若しくは役務についてのその他の特徴に関する表示、又は

(iii) 商品又は役務、特に付属品又は予備品について、使用目的を表示するために必要な商標

(b) （消尽）商標権者は、自ら又はその同意を得て、その商標の下で欧州連合内において販売された商品については、商標の使用を禁止することはできない（商標法6条1項）。ただし、商標権が、当該商品の更なる流通に反対するための正当な理由が存在する場合、特に、商品が販売された後にその状態が変更され又は損なわれているときは、商標の使用を禁止することができる（商標法6条2項）。

5) 複数の権利の抵触

(a) 2以上の当事者が同一又は類似した標識についてそれぞれ商標権を主張する場合は、商標法に別段の定めがある場合を除き、最初に発生した権利が優先する（商標法7条）。登録された商標権は、その出願日又は優先日に発生したものとみなす（同上）。

(b) 後の権利の出願が先の権利の存在を知らずに行なわれ、先の権利の所有者が、継続して5年間、後の権利の存在を知らず容認していた場合には、後の登録商標の権利は、混同を生じる程に類似する先の商標と併存する（商標法8条）。ただし、後の登録商標権者は、先の商標権者が後の商標に対して権利を行使できなくなっても、先の商標の使用を禁止することはできない（商標法10条1項）。

(c) 先の権利の所有者が、合理的な期間内に後の商標の使用を禁止するために必要な措置をとらなかった場合には、後の商標権は、混同を生じる程に類似する先の商標と併存する（商標法9条）。ただし、後の登録商標権者は、先の商標権者が後の商標に対して権利を行使できなくなっても、先の商標の使用を禁止することはできない（商標法10条1項）。

また、合理的と認められるときは、一方又は両方の商標を、特別な方法、例えば特定の形状又は地域表示の付加、によってのみ使用することができる旨を決定することができる（商標法10条2項）。

6) (辞典等における商標の複製) 百科事典、便覧、教科書又は専門的性質を有する類似の出版物については、著作者、編集者及び発行者は、登録商標権者からの請求があったときは、登録商標である旨の表示なしに、登録商標が複製されることがないようにしなければならない(商標法11条1項)。違反については、当事者は、合理的と認められる方法によって訂正の広告をするための費用を支払うべき義務を負う(商標法11条2項)。

② 侵害訴訟の提起(差止請求・損害賠償)

(1) 刑事罰(商標法42条)

(a) 登録、使用又は共同体商標規則に基づき成立した商標権を、故意又は重大な過失により侵害した者には、罰金が科せられる(商標法42条1項)。訴訟は被害者が提起しなければならない(商標法42条4項前段)。

(b) 侵害が故意かつ悪質である場合は、刑法典第299b条により更に重い刑罰が科される場合を除き、18カ月以下の拘禁に処される。悪質とは、具体的には、高額かつ明白に違法な利益を目的とする場合をいう(商標法42条2項)。訴訟は、公益のために必要である場合を除き、被害者が告訴したときに限り提起される(商標法42条4項後段)。

(c) 会社等の法人は、刑法典第5部の規定に基づいて処罰される(商標法42条3項)。

(2) 損害賠償請求

(a) 故意又は過失によって他人の商標権を侵害した者は、次のものを支払わなければならない(商標法43条1項)。

(i) 商標の使用についての被害者に対する合理的な補償金、及び

(ii) 侵害により生じた(i)以外の損害の被害者への賠償金。

賠償金を定めるに当たっては、特に、被害者が被った逸失利益及び侵害者が取得した不当な利得を考慮しなければならない(商標法43条2項)。

(iii) 非財産的損害についての被害者に対する追加補償金を定めることができる(商標法43条3項)。

(b) 登録商標について、侵害者がその出願がなされていたことを知っていたか又は知っているべきであったときは、その商標の出願から登録日までの期間についても補償金、損害賠償金等を請求することができる(商標法43条4項)。

(3) 差止請求

(a) 商標権の更なる侵害を防止する目的で、裁判所は、請求に基づき、商標権を侵害する商品(主に侵害品の生産に使用される材料、道具類を含む。商標法44条2項)について、特に、次のとおり決定することができる(商標法44条1項)。

- (i) 市場から回収すべきこと
 - (ii) 市場から確実に除去すべきこと
 - (iii) 廃棄すべきこと
 - (iv) 被害者に引き渡すべきこと、又は
 - (v) 違法に貼付した商標を除去させるべきこと
- (b) 差止は、特段の事情がある場合を除き、侵害者の費用により実行され、補償金等は支払われない。また、被害者に対する損害賠償金の算定に影響を及ぼさない（商標法44条3項）。
- (c) 差止命令を下すにあたっては、裁判所は、侵害の程度、差止内容及び第三者の利益を比較考量しなければならない（商標法44条4項）。

(4) 侵害者による判決等の公告

裁判所は、請求に基づき、損害賠償又は差止を命じる裁判所の判決において、侵害者が、自己の費用で、かつ合理的に必要な範囲で効果的な方法で、当該判決の全文又は要旨を公表することを命じることができる（商標法44a条）。

- (5) 商標の使用許諾がされている場合は、別段の合意があるときを除き、商標権者及び使用権者は、商標権の侵害に関する訴訟を提起することができる（商標法45条1項）。提訴しようとする使用権者は、その旨を商標権者その他の使用許諾者に通知しなければならない（商標法45条2項）。

- (6) 税関及び税務当局が、刑事罰の対象である侵害の疑義を生じた場合には、その旨の情報を商標権者に通報することができる（商標法45a条）。

(12) 議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

1) セントラルアタック等により国内出願に変更した際の取扱い

- (1) 国際登録が、本国官庁からの請求により又は締約国がマドリッド協定議定書を破棄したことにより、取り消された場合は、当該国際登録の名義人は、次の条件が満たされる場合には、デンマーク特許商標庁に商標出願することにより、デンマーク特許商標庁に、当該国際登録の国際登録日又は事後指定日に出願していた場合と同一の効果を得ることができる（商標法53条2項）。

- (a) 出願は、国際登録の取消の日から3月以内にされること
- (b) 出願は、国際登録の指定商品又は役務以外のものを含まないこと、
- (c) 出願は、デンマークにおける国内商標出願の要件を満たし、所定の手数料が納付されていること
- (d) 出願は、当該国際登録の番号、国際登録日（ある場合は優先日）又は事後指

定日を記載していること（商標規則 36 条 1 項）

- (2) デンマーク特許商標庁は、変更の出願（転換 **transformation**）についても、通常の国内出願と同様の審査を行う。ただし、転換出願の前に国際登録の領域指定についてデンマークでの保護が確定している場合には、方式審査のみを行う。転換出願の手数料は 1500 デンマーククローネである³¹⁰。

2) 代替の取扱い

- (a) デンマークにおいて登録されている商標が、当該登録商標の商標権者による出願に基づき国際登録された場合、国際登録が次の条件を満たすときは、デンマークの国内登録を代替する（商標法54条1項）。
- (i) デンマークが、国際登録出願又は事後指定により領域指定されていること
 - (ii) デンマークの国内登録の指定商品又は役務が、国際登録の指定商品又は役務にも含まれていること、及び
 - (iii) デンマークの領域指定が、デンマークの国内登録出願日後に行なわれていること
- (b) デンマーク特許商標庁は、申請により、国内登録簿に国際登録の存在を記録する（商標法 54 条 2 項）。
- (c) 2007 年に国際事務局が行ったアンケート調査に対するデンマーク特許商標庁の回答によると、
- (i) 代替の効力は、国際登録日又は事後指定日に生じ、代替申請は、国際事務局から国際登録の領域指定又は事後指定が通知された後はいつでも受理される。
 - (ii) 国内登録の商品又は役務のすべてが国際登録に含まれていない場合には、代替は生じない。
 - (iii) 国内登録と国際登録の併存が認められる。
 - (iv) 先の国内登録を代替した国際登録が、セントラルアタック等により取り消され、当該国際登録について転換出願がされた場合、転換出願により登録される後の国内登録には、代替された先の国内登録が優先日等を保持していたとしても、その優先日等が承継されることはない。
- ということである。

3) 使用許諾（ライセンス）

- (1) 商標の使用を他人に許諾することができる。許諾は、指定商品又は役務の全部

³¹⁰ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Denmark→Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/dk.html?part=misc>

又は一部について、かつ、デンマークの全域又は一部の地域について許諾することができる（商標法40条1項）。使用許諾は排他的又は非排他的とすることができる（同上）。

- (2) 使用許諾及びその終了は、名義人の申請により、国内登録簿に登録することができる（商標法40条2項）。デンマークは、マドリッド協定議定書共通規則第20規則の2(6)(b)の宣言をしていないので、国際登録簿におけるライセンスの記録は、デンマーク国内においても効力を有する。ただし、国際登録のライセンスについて、国内登録簿への登録をデンマーク特許商標庁に申請することも可能である。また、ライセンスを登録した場合と登録しない場合の効力等については、特段の規定はない。
- (3) 商標権者は、使用権者が、許諾期間、商標の使用様式、使用できる商品若しくは役務、許諾地域又は商品若しくは役務の質に関して、使用許諾契約に違反した場合には、商標権を行使することができる（商標法40条3項）。
- (4) 使用許諾がされている場合は、別段の合意があるときを除き、商標権者及び使用権者は、商標権の侵害に関する訴訟を提起することができる（商標法45条1項）。提訴しようとする使用権者は、その旨を使用許諾者に通知しなければならない（商標法45条2項）。

(1 3) 議定書に関する宣言

デンマークは、次の宣言を行なっている³¹¹。

- 1) 暫定的拒絶の通報の送付期間を、国際事務局から国際登録の領域指定の通知を受領した日から 18 カ月に延長するマドリッド協定議定書 5 条(2)(b)の宣言
- 2) 18 カ月の期間経過後に異議に基づく暫定的拒絶の通報が行なわれる可能性があることを通報できるマドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の宣言
- 3) 個別手数料を賦課するマドリッド協定議定書 8 条(7)(a)の宣言

(1 4) デンマークに特徴的な制度

- 1) いわゆるコンセント制度がある。

相対的拒絶理由が存在する場合でも、先の商標の所有者が、後の商標の登録に同意している場合は登録される（商標法 15 条 5 項。（4）⑤「相対的拒絶理由の内容」参照）。

なお、相対的拒絶理由に関して、デンマーク特許商標庁のサーチ・レポートが提供される（（4）②「審査内容」参照）。ただし、商標及び指定商品又は役務がそれ

³¹¹ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations
<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

ぞれ同一又は類似の場合及び氏名、商号、著作物の題号等の先の権利のみが対象であり、一定の制限がある³¹²（商標規則 9 条 1 項）。サーチレポートには、相対的拒絶理由の有無についてのデンマーク特許商標庁の評価は行われていないが、国際登録の名義人が希望する場合には、デンマーク特許商標庁は、無料でサーチレポートの評価を行う³¹³。また、サーチレポートにより、抵触する先登録の商標の所有者と交渉を行うことが可能となる。

異議申立手続においても、和解交渉が優先される（（9）4)(a)参照）。

- 2) 商標権者又は出願人は、自己の権利と相対的拒絶理由により抵触する商標の出願又は登録の存在又は公告について通知するよう、デンマーク特許商標庁に申請することができる（商標規則 39 条 1 項）。当該申請には、手数料の支払いが必要であり、1 回の申請は 1 年間有効である（商標規則 39 条 2 項）。

これにより、自己の権利と抵触する商標の登録の認容等を防ぐことができる（（11）①(2)5 「複数の権利の抵触」参照）。

³¹² (5) ①の暫定的拒絶の通報の例 Appendix A Information about search results及びデンマーク特許商標庁が国際登録の名義人に送付する General Information about Searches参照。デンマーク特許商標庁ホームページ→English→Online tools→Database(free access)→PVSONline database→Searchから検索。たとえば、出願番号MP1007690 <http://onlineweb.dkpto.dk/Dokumenter2009/119/03772119.doc.pdf>

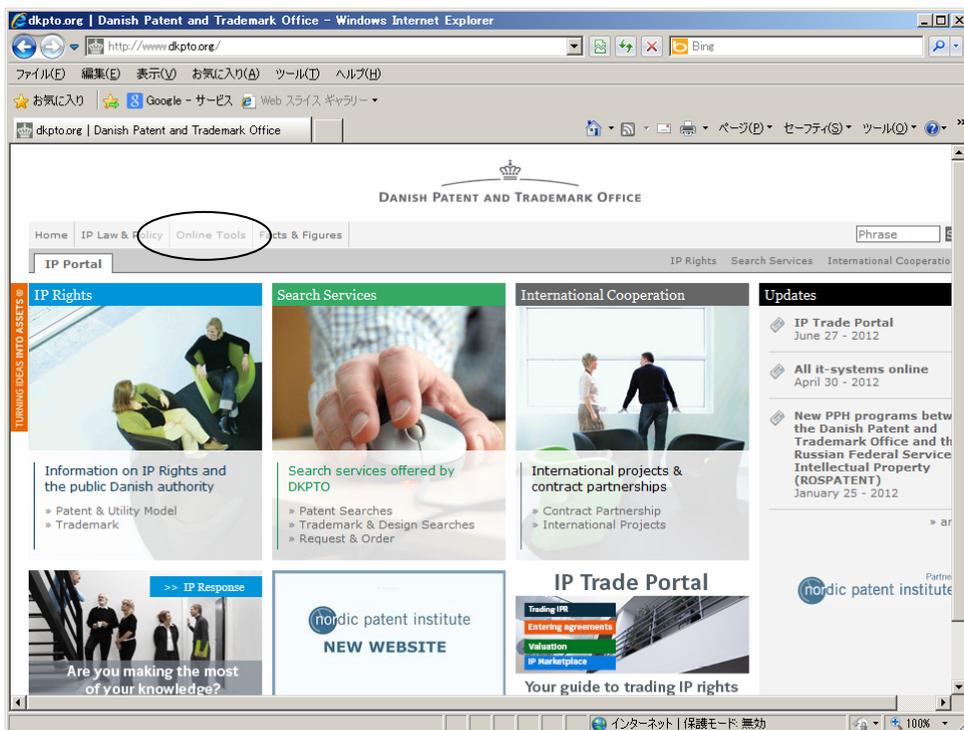
³¹³ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Denmark→As Designated Office <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/dk.html?part=designated>

(15) デンマーク特許商標庁ウェブサイト等から入手可能な情報

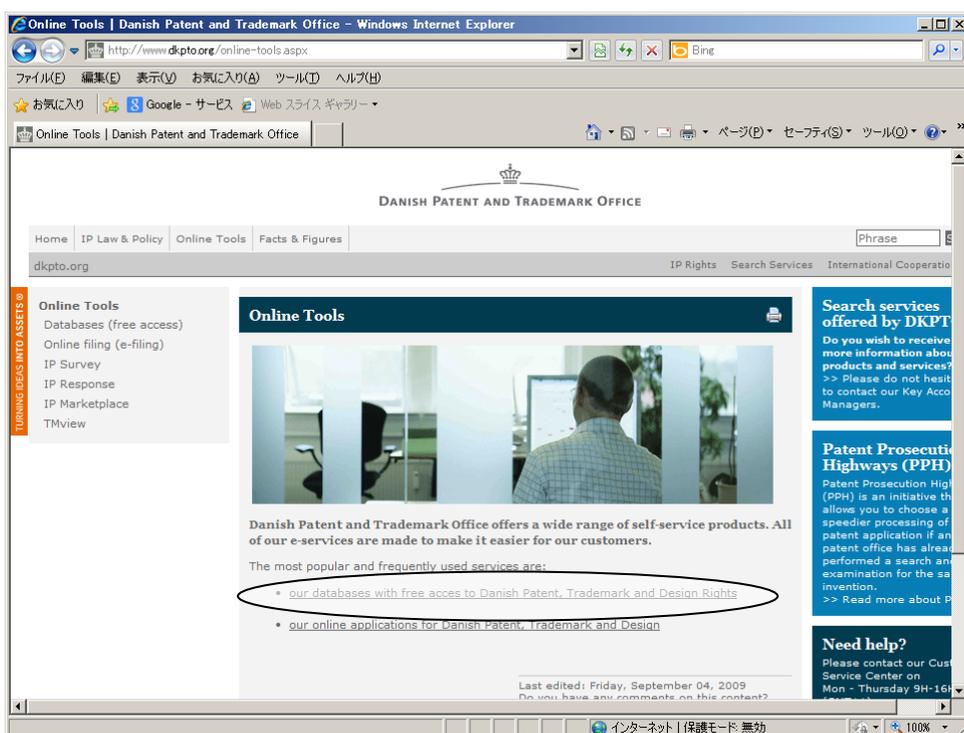
①デンマーク商標検索システム

参照アドレス：<http://www.dkpto.org/> (<http://www.dkpto.dk/>の英語のページ)

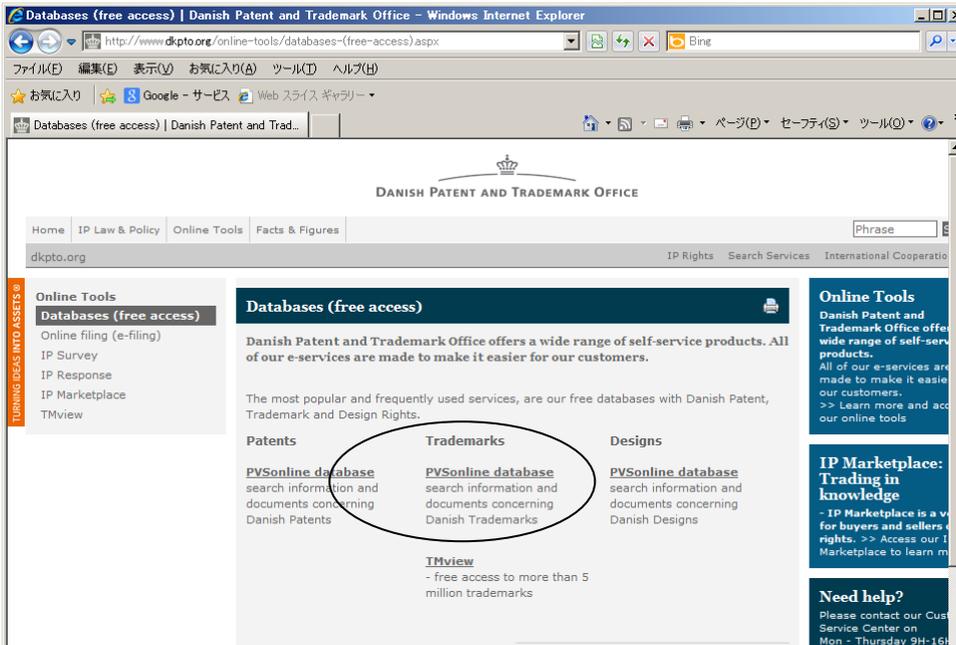
検索手順：



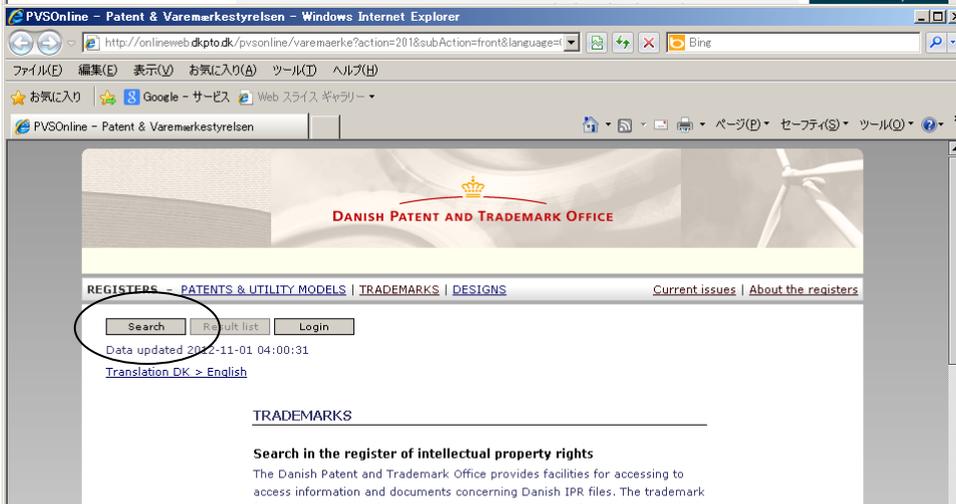
手順 1：
デンマーク特許商標庁（英語版）のトップページの上段タブ「Online Tools」をクリック



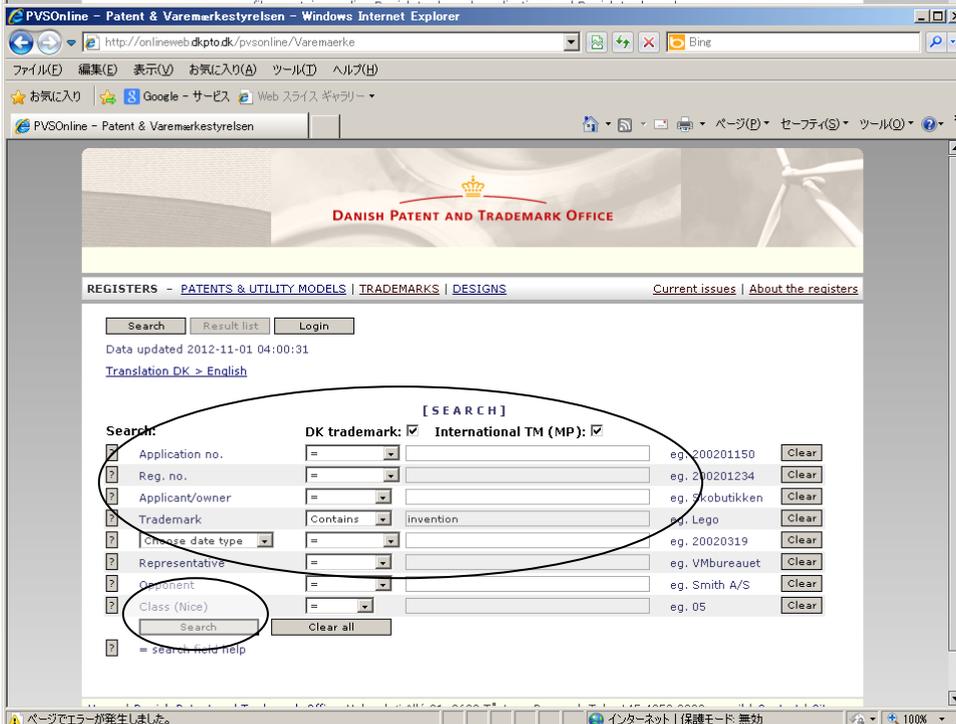
手順 2：
Online Tool として、データベースと電子出願の 2 種類が表示。
このうち、上段の「our databases with free access to Danish Patent, Trademark and Design Rights」をクリック



手順 3 :
 特許、商標、意匠のデータベースが表示。
 中央の商標のうち、「PVSONline database」をクリック



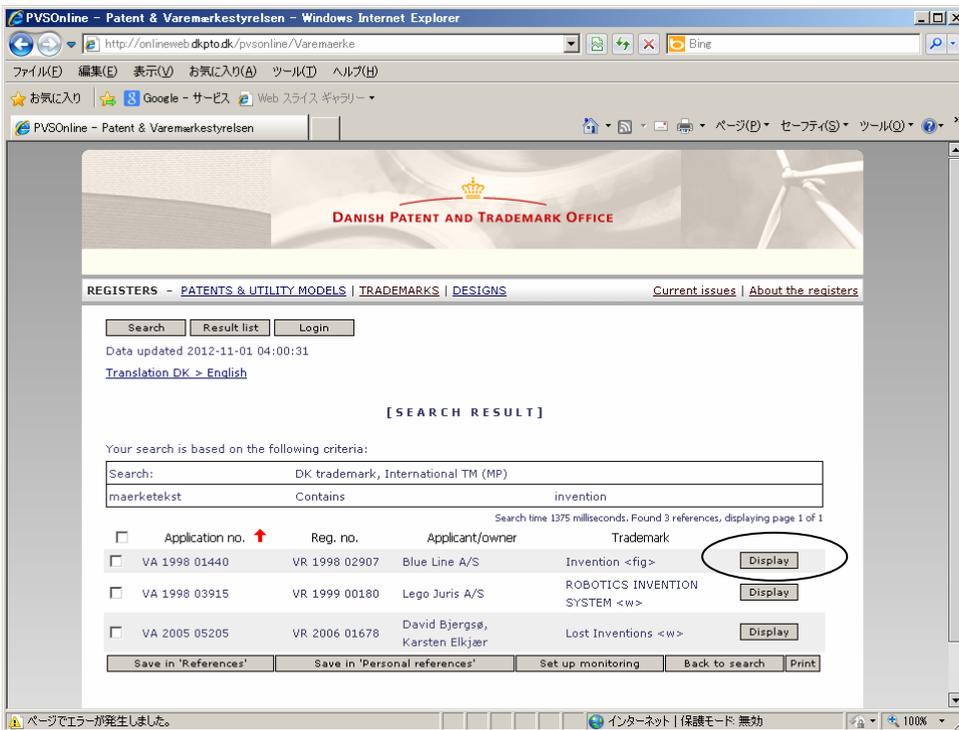
手順 4 :
 「PVSONline database」の内容表示。
 左上の「Search」をクリック



手順 5 :
 検索語入力欄のページ

- ①Application no. :出願番号
- ②Reg. no.:登録番号
- ③Applicant/owner:
出願人/名義人
- ④Trademark:商標
- ⑤Class (Nice):ニース分類等の入力が可能

ここでは、商標名に「invention」を入力した後、「Search」をクリック



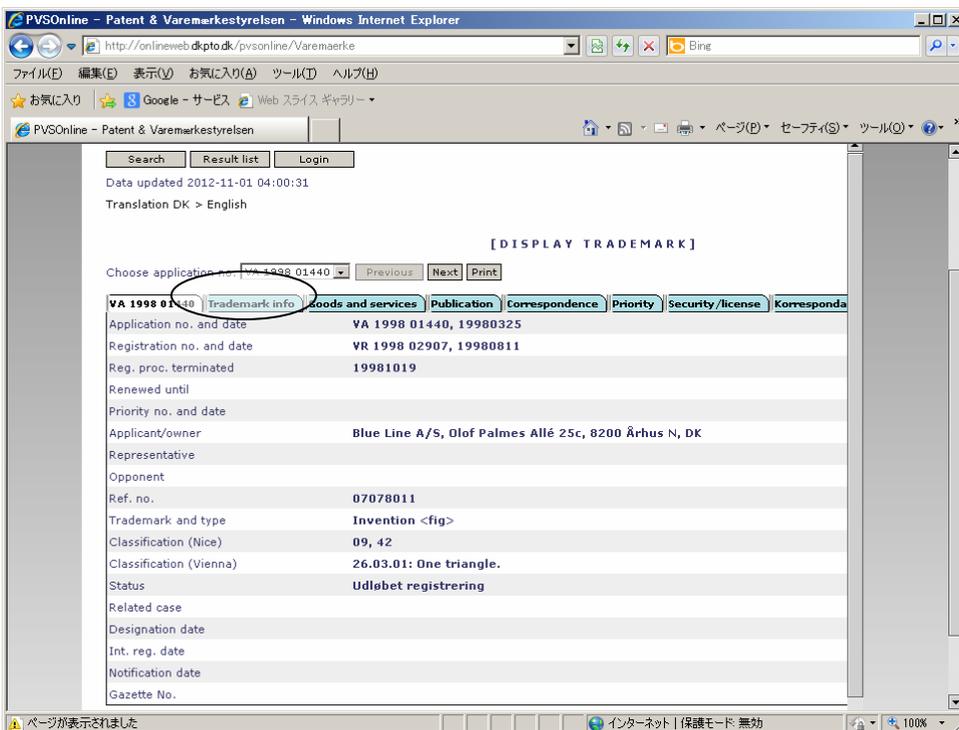
手順 6 :

検索結果リスト画面

以下の項目が表示される。

- Application no.:出願番号
- Reg. no.:登録番号
- Applicant/owner: 出願人/名義人
- Trademark:商標

「Display」をクリックすると、詳細情報が表示される。



手順 7 :

各商標の詳細情報の表示のページ

以下の情報が記載されている。

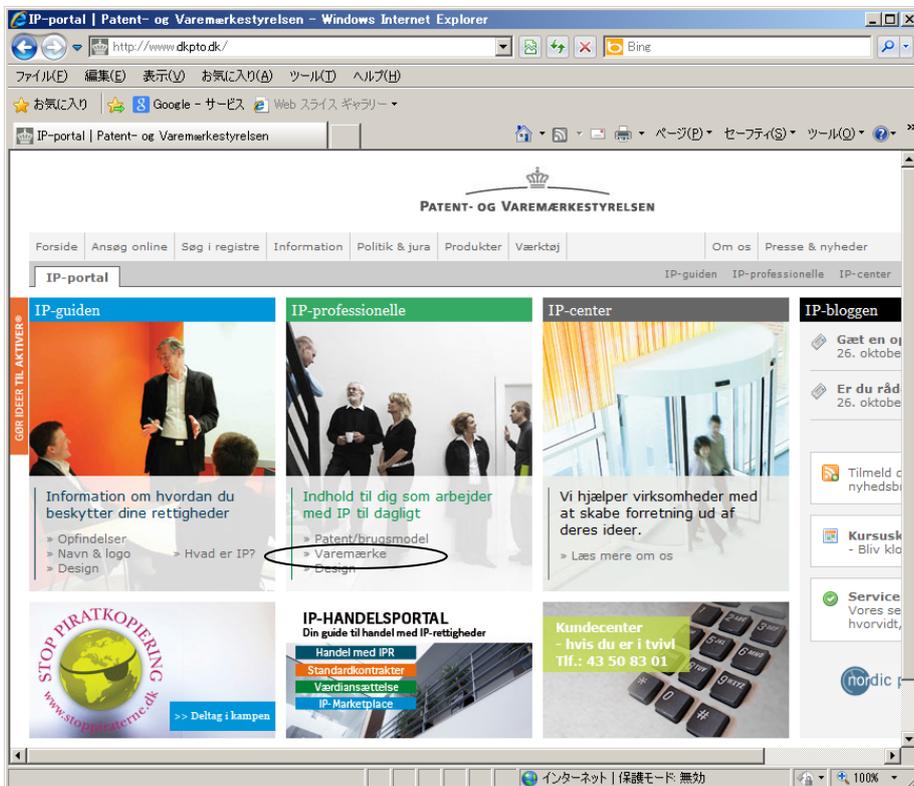
- Application no. and date: 出願番号、出願日
- Registration no. and date: 登録番号、登録日
- Reg. proc. Terminated: 権利期間
- Applicant/owner: 出願人/名義人
- Trademark and type: 商標
- Classification (Nice): ニース分類
- Status:ステータス など

各項目のタブをクリックすると、更に詳細な情報が表示される。

②デンマークにおいて有効な指定商品・役務名を確認するサイト

参照アドレス：<http://www.dkpto.dk/> (デンマーク語のページ)

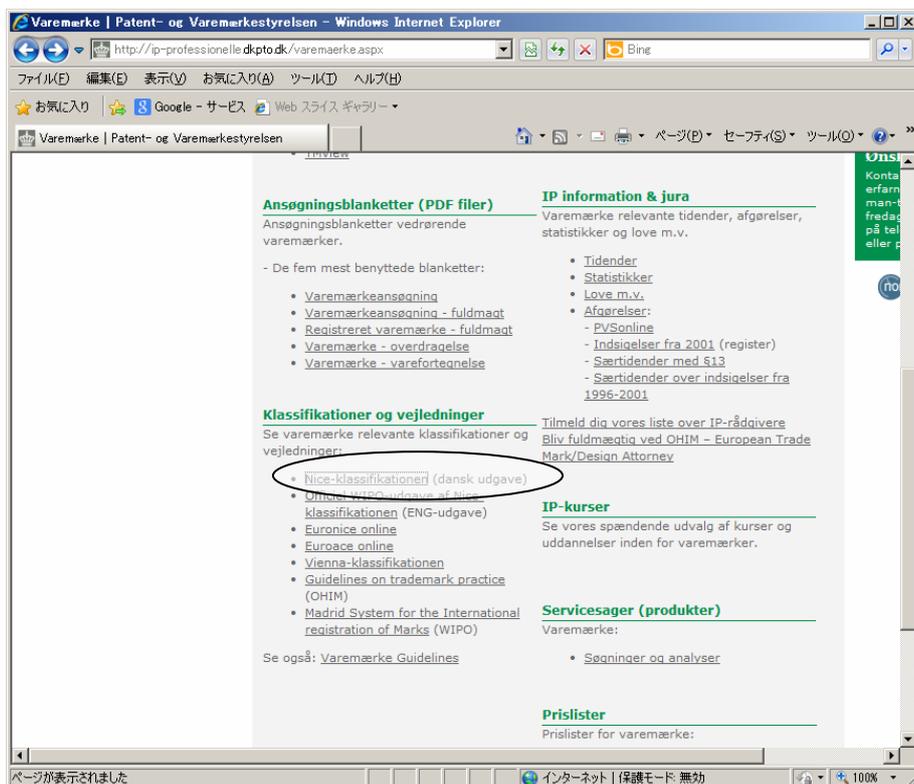
検索手順：



手順 1：

デンマーク特許商標庁のトップページ

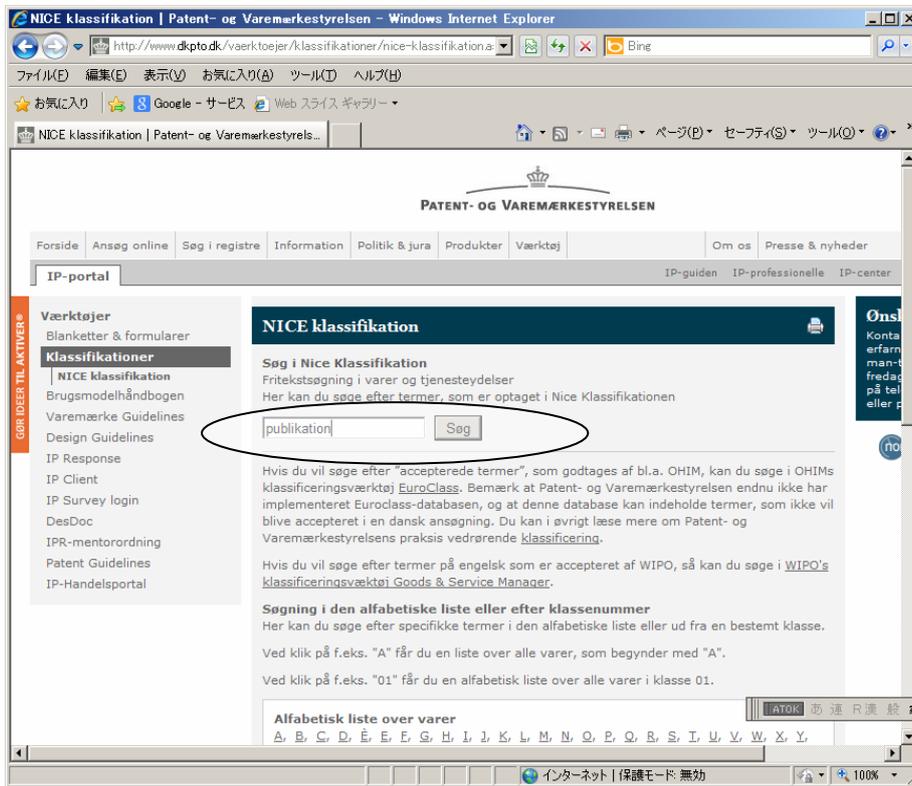
中央の「IP-professionelle」の「Varemærke (商標)」をクリック



手順 2：

「Varemærke (商標)」のサブメニューとして、「Klassifikationer og vejledninger (分類と標準)」が表示。

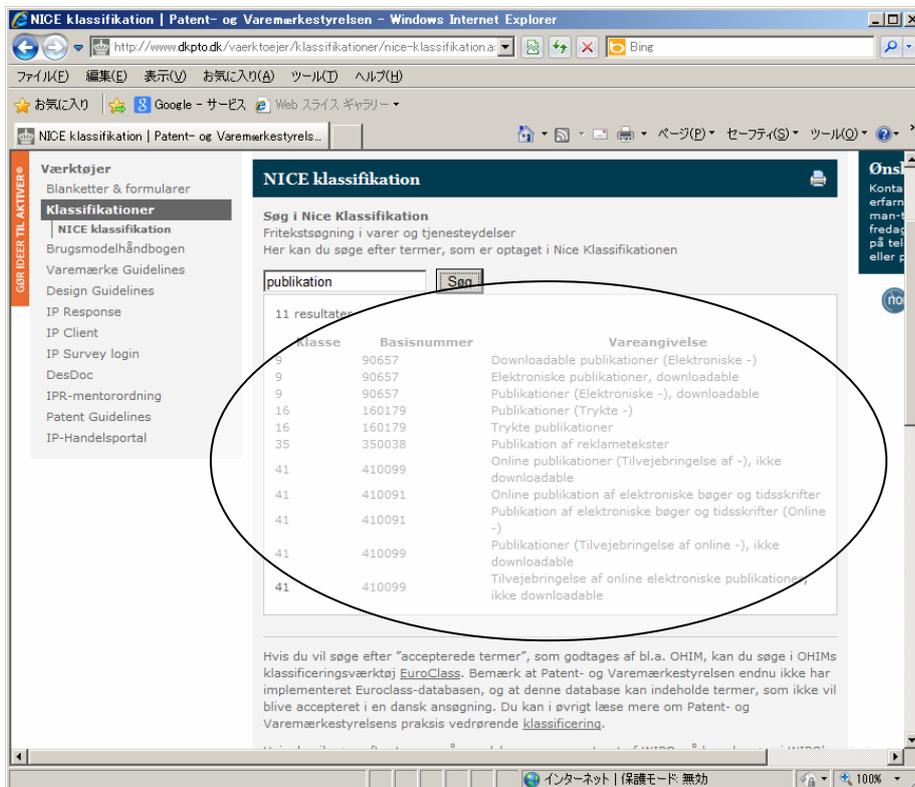
この中の「Nice-klassifikationen (dansk udgave) (ニース分類 (デンマーク版))」をクリック



手順 3 :
デンマーク語による検索
語入力欄のページ

「publikation
(publication)」と入力し、
検索

入力欄の下部には、ニース分類の内容及び分類リストのアルファベット表示が可能な構成となっている。



手順 4 :
検索結果

関連するニース分類のクラス、基礎番号、内容が表示される。